



平成 31 年度

学校基本調査の手引

大 学

短 期 大 学

高 等 専 門 学 校



文部科学省

まえがき

学校基本調査は、我が国の学校教育に関する最も重要な調査の一つで、基幹統計を作成するための調査であり、昭和23年から毎年実施しています。

幼稚園から大学まで全国全ての学校を対象に、その学校数・学級数・在学者数・教職員数・卒業後の状況・施設・経費等の基本的事項について漏れなく調査されます。

この「調査の手引」は、大学・短期大学・高等専門学校の調査票作成者のために作成したものです。

本調査の意義及び重要性について十分理解の上、この「調査の手引」並びに「各調査票裏面」の説明を熟読して、所定の調査票を正確に記入作成してくださるようお願いいたします。

なお、本年度調査期間中に改元が予定されていますが、調査票や手引等で改元期日以後を旧元号（平成）により表示しているものについては、新元号に読み替えて適用するものとします。

目 次

I	調査の概要	1
II	本年度調査の変更点	1
III	調査の実施要領	
1	調査の実施スケジュール	2
2	調査票等の配布	3
3	調査票等の確認	5
4	調査回答方法の選択	5
5	調査票の作成	8
6	記入後の確認	10
7	調査票及び提出状況確認表の提出	11
8	各種ツールの配布	13
9	調査結果の公表	13
IV	調査票の取扱い上の注意	13
V	調査票の作成要領	14
VI	よくある質問について	42
VII	参考資料	
1	都道府県番号及び指定都市番号一覧表	46
2	学科系統分類表	46
3	国籍・地域コード一覧表	47
4	産業及び職業分類表	48
VIII	オンライン調査システムの使用手引（高等教育機関用）	58
IX	平成31年度学校基本調査 問合せ先	86

I 調査の概要

- 1 **学校基本調査**は、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校等、全国全ての学校を対象とし、学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とした基幹統計調査であり、文部科学省が毎年実施しています。
- 2 **基幹統計調査**とは、国勢調査等国又は地方公共団体の実施する重要な調査で、統計法（平成19年法律第53号）により、次のように定められているものです。
 - (1) 調査票の報告を求められた者（報告者・作成者）は、必ず、調査票に所定の事項を記入し、定められた方法で報告しなければなりません。報告を怠ったり、虚偽の報告をしたりした場合には罰則の適用を受けることがあります。
 - (2) 調査票は原則として「統計の作成」以外には使用しません。文部科学省の関係職員が調査票を一般に閲覧させることはありません。
- 3 **調査の結果**は次のように利用されています。
 - (1) 教育行政上、必要な法規の作成のための国会・議会等の参考資料及び当面の教育諸問題の検討、学校の設置・廃止等具体的な教育行政施策の検討・策定のための基礎資料
 - (2) その他、一般の行政資料及び民間企業等における資料
- 4 **全国の学校の概況**がこの調査によって把握され、まとめられた結果は「学校基本統計（学校基本調査報告書）」等の刊行物やインターネット上で文部科学省総合教育政策局調査企画課が公表します。

II 本年度調査の変更点

○ 調査票

学生教職員等状況票

- ・「3 学生数」に「学部・本科のうち学士（専門職）課程・短期大学士（専門職）課程（再掲）」を追加する。

学部学生内訳票

- ・「2 課程別」を新設する。

本科学生内訳票

- ・「1 課程別」を新設する。

外国人学生調査票

- ・「4 種類別・国籍別外国人学生数」を「4 種類別・国籍・地域別外国人学生数」に変更し、「国籍名」を「国籍・地域名」に変更する。

Ⅲ 調査の実施要領

1 調査の実施スケジュール

調査の主なスケジュールは次のとおりです。

時期	文部科学省	大学・短期大学・高等専門学校
3月	<p>調査票等の配布(3ページ)</p> <p>◎コード表の修正, 再送付</p>	<p>調査票等の確認(5ページ)</p> <p>・送付された内容の確認 ◎コード表の修正依頼(3ページ)</p>
4月	<p>◆調査票の追加送付 ▲調査対象者ID, パスワードの送付</p> <p>説明会の実施</p> <p>・詳細は「平成31年度学校基本調査の説明会の開催について」(事務連絡)(別途送付分)を参照 ▲オンライン調査システムの利用に関するヘルプデスクを設置(86ページ)</p>	<p>調査回答方法の選択(5ページ)</p> <p>◆紙の調査票で提出 ▲オンライン調査システムを利用してインターネットにより提出</p> <p>◆調査票不足の有無の確認(6ページ)</p> <p>▲システム利用の申込(6ページ) ▲登録された全ての電子調査票を取得…調査票1枚につき1ファイル(1ID)</p>
5月		<p>1日 調査期日</p> <p>調査票の作成(8ページ)</p> <p>「調査の手引」のほか, 各調査票の裏面の「取扱い, 記入上の注意」等を熟読の上作成すること</p> <p>▲「オンライン調査システムの使用手引」(58ページ)を参照し作成</p> <p>記入後の確認(10ページ)</p> <p>・全ての調査票について, 作成後に回答内容を確認。誤りあれば修正。</p> <p>調査票の提出状況について確認</p> <p>調査票※1及び提出状況確認表の提出(11ページ)</p> <p>31日 調査票※1の提出期限(厳守)</p>
6月	◎回答内容について確認, 照会	◎照会に対する回答
7月	調査票の提出状況について確認	<p>調査票※2及び提出状況確認表の提出(11ページ)</p> <p>31日 調査票※2の提出期限(厳守)</p>
8月	上旬 速報公表	
9月	◎回答内容について確認, 照会	◎照会に対する回答
10月		
11月	集計・報告書原稿作成	
12月	下旬 報告書公表	

注) □ …全ての機関を対象とするもの
 ◎…案件により該当する機関を対象とするもの
 ◆…紙の調査票で提出する場合
 ▲…オンライン調査システムを利用して調査票を提出する場合
 調査票※1…学校調査, 卒業後の状況調査に関する調査票
 調査票※2…学校経費調査, 学校施設調査に関する調査票

2 調査票等の配布（平成31年3月下旬）

調査票や手引など，文部科学省から調査に必要な書類として次のとおり配布します。

(1) 調査票

調査票は，各学校の区分や設置状況等に応じて配布する内容・枚数が異なります。

〈参考〉調査票の配布内容			大学			短期大学			高等専門学校			通信制のみの大学
	調査票名		国立	公立	私立	国立	公立	私立	国立	公立	私立	私立
学校調査	学生教職員等状況票	14ページ参照	○	○	○	○	○	○				
	学部学生内訳票	18ページ参照	○	○	○							
	大学院学生内訳票	21ページ参照	○ ※1	○ ※1	○ ※1							
	本科学学生内訳票	24ページ参照				○	○	○				
	外国人学生調査票	26ページ参照	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大学通信教育調査票	28ページ参照			○ ※2			○ ※2				○
	学校調査票／ 高等専門学校	30ページ参照							○	○	○	
卒業後の状況調査	卒業後の状況調査票	32ページ35 ページ参照	○	○	○	○	○	○	○	○		
学校施設調査	学校施設調査票	38ページ参照	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
学校経費調査	学校経費調査票A	40ページ参照	○	○		○	○		○	○ ※3		
	学校経費調査票B	41ページ参照	○ ※4	○ ※4								

(注) ○※1：大学院を有する大学のみ使用します。
 ○※2：通信教育部を有する大学、大学院、短期大学のみ使用します。
 ○※3：公立大学法人立高等専門学校のみ使用します。
 ○※4：2つ以上の学部からなる大学のみ使用します。

(2) 本冊子「学校基本調査の手引」（以下，「手引」という）

調査の概要や調査票の取扱い，作成方法等について記載したものです。

調査票を作成するに当たっては，この「手引」のほか，各調査票の裏面の「調査票の取扱い」，「記入上の注意」に記載していますので，必ず事前にこれらの熟読をお願いします。

(3) 「オンライン調査システムの使用手引」（以下，「システムの使用手引」という）（本冊子の58ページ以降に添付）

学校基本調査では，オンライン調査システムを利用してインターネットにより調査票を提出することができます。

オンライン調査システムについての概要，使用方法，よくある質問等について本冊子の58ページから記載していますので，オンライン調査システムを利用する場合は必ず参照してください。

(4) 事務連絡「平成31年度学校基本調査コード表」等の確認について（照会）」

(5) 「学校基本調査コード表」（以下，「コード表」という）

各調査票に記入する「学校調査番号」，「所在地」，「学部（研究科）番号」等の「コード（符号）」について，学校ごとに記載したものです。

この「コード表」は，調査票の収集状況の把握や集計する上での基礎情報として管理する重要な資料の一つです。

別添の事務連絡により速やかに「コード表」に記載している内容について記入漏れや誤記入等がないか確認し，修正等がありましたらメールまたはFAX（86ページ）でお知らせください。

コード表 (イメージ)

<大学>

平成31年度学校基本調査コード表(国立大学)									
所在地		学校調査番号	学校名	学部/研究科			学科/専攻		備考
A	B			符号C	課程	名称	符号D	名称	
50	13	0050	虎の門大学	1C27		経営学部	C205	経営学	
50	13	0050	虎の門大学	1C09		経済学部	C203	経済学	
50	13	0050	虎の門大学	1C09		経済学部	C209	国際経済学	20150401学生受入
50	13	0050	虎の門大学	1X50		人間文化学部	B925	国際文化学	20160401学生受入
50	13	0050	虎の門大学	1X50		人間文化学部	Q221	健康科学	20160401学生受入
50	13	0050	虎の門大学	1X04	修士	人間文化研究科	B985	人間文化学	20170401学生受入
50	13	0050	虎の門大学	2C09	博士前	経済学研究科	C203	経済学	

<短期大学>

平成31年度学校基本調査コード表(国公立短期大学)									
所在地		学校調査番号	学校名	昼夜別	学科名	符号			備考
A	B					教職員	本科学生	卒業後	
50	13	3099	虎の門短期大学		看護学(修年3年)	M1	M101	1003	学生受入20150401
50	13	3099	虎の門短期大学	夜間	看護学	M1	M104	2002	募集停止20150401
50	13	3099	虎の門短期大学		美術	V1	V101	1002	
50	13	3099	虎の門短期大学		音楽	V3	V301	1002	

<高等専門学校>

平成31年度学校基本調査コード表(高等専門学校)						
所在地		学校調査番号	学校名	符号	学科名	備考
13	6000	6000	虎の門工業高等専門学校	G010	機械工学科	
13	6000	6000	虎の門工業高等専門学校	G040	電気工学科	
13	6000	6000	虎の門工業高等専門学校	G050	電子工学科	
13	6000	6000	虎の門工業高等専門学校	G080	情報工学科	

<通信教育>

平成31年度学校基本調査コード表(通信教育)									
所在地		学校調査番号	学校名	学部/研究科			学科/専攻科		備考
A	B			符号A	課程	名称	符号B	名称	
13	0050	0050	虎の門大学	PA01		文学部(通信教育)	A111	国文学	
13	0050	0050	虎の門大学	PA01		文学部(通信教育)	A162	英文学	
13	0050	0050	虎の門大学	PA01		文学部(通信教育)	A201	史学	
13	0050	0050	虎の門大学	RA01	博士前	文学研究科(通信教育)	A101	国文学	
13	0050	0050	虎の門大学	RA01	博士前	文学研究科(通信教育)	A164	英米文学	
13	0050	0050	虎の門大学	RA01	博士前	文学研究科(通信教育)	A205	日本史学	
13	0050	0050	虎の門大学	SA01	博士後	文学研究科(通信教育)	A101	国文学	
13	0050	0050	虎の門大学	SA01	博士後	文学研究科(通信教育)	A164	英米文学	
13	0050	0050	虎の門大学	SA01	博士後	文学研究科(通信教育)	A205	日本史学	

(6) 「平成31年度学校基本調査説明会」で使用する資料一式

平成31年4月中旬から下旬にかけて行われる、調査に関する説明会の資料です。

会場では資料を別途配布しませんので、出席する際は忘れずに持参願います。

なお、日程等詳細については、別途送付しました事務連絡「平成31年度学校基本調査の説明会の開催について」を参照ください。

(7) 「提出状況確認表」

文部科学省と学校が調査票の提出状況を共有するため、調査票を提出した際（5月31日までと7月31日までの2回）に「提出状況確認表」により各調査票の提出内容についてお知らせください。

※ 記載方法については「7 調査票及び提出状況確認表の提出」(11～13ページ)を確認してください。

※ 法人番号を確認し、誤りのある場合は赤字で修正してください。

※ 提出方法は、紙の調査票で提出する場合は各調査票と併せて提出してください。

オンライン調査システムを利用して調査票を提出する場合は、Excel形式のままメール（86ページ）で提出してください。

<提出状況確認表（イメージ）>

平成31年度学校基本調査 提出状況確認表【5月31日提出期限分】

学校調査番号	法人番号	学校名	所在地コード	学部・研究科番号	学部・研究科名	調査票名	提出の有無	連絡事項
0050	1234567890123	虎の門大学	50			学生教職員等状況票		
0050	1234567890123	虎の門大学	13		(学部分)	外国人学生調査票		
0050	1234567890123	虎の門大学	13		(修士課程分)	外国人学生調査票		
0050	1234567890123	虎の門大学	13		(博士課程分)	外国人学生調査票		
0050	1234567890123	虎の門大学	13	1C27	経営学部	卒業後の状況調査票		
0050	1234567890123	虎の門大学	50	1C27	経営学部	学部学生内訳票		
0050	1234567890123	虎の門大学	13	1C09	経済学部	卒業後の状況調査票		
0050	1234567890123	虎の門大学	50	1C09	経済学部	学部学生内訳票		
0050	1234567890123	虎の門大学	13	1X50	人間文化学部	卒業後の状況調査票		
0050	1234567890123	虎の門大学	50	1X50	人間文化学部	学部学生内訳票		
0050	1234567890123	虎の門大学	13	1X04	人間文化研究科	卒業後の状況調査票		
0050	1234567890123	虎の門大学	50	1X04	人間文化研究科	大学院学生内訳票		
0050	1234567890123	虎の門大学	13	2C09	経済学研究科	卒業後の状況調査票		
0050	1234567890123	虎の門大学	50	2C09	経済学研究科	大学院学生内訳票		
0050	1234567890123	虎の門大学	13	4C09	経済学研究科	卒業後の状況調査票		
0050	1234567890123	虎の門大学	50	4C09	経済学研究科	大学院学生内訳票		

※「調査票様式」、「調査の手引」、「システムの使用手引」は文部科学省ホームページからダウンロードできます（平成31年4月1日以降掲載予定）。

〔 文部科学省トップページ (<http://www.mext.go.jp/>) → 「白書・統計・出版物」
→ 「統計情報」 → 「学校基本調査」 → 「平成31年度学校基本調査について」 〕

3 調査票等の確認

調査の回答を円滑に進めるため、文部科学省から配布された資料の配布内容（調査票や「調査の手引」、「コード表」等）、配布部数等を確認してください。

※「コード表」については、事務連絡（「平成31年度学校基本調査コード表」等の確認について（照会））に基づき、記載内容等を確認してください。

※ 調査票の枚数について、平成30年度にオンライン調査システムを利用した学校等には該当する調査票を原則各1部配布します。

4 調査回答方法の選択

学校基本調査では、調査票の提出方法として、(1)文部科学省から直接配布する紙の調査票に直接記載し提出する方法と、(2)オンライン調査システムを利用してインターネットにより提出する方法があります。オンライン調査では、入力項目に一定のチェックがされ確認作業の負担が軽減できますので、オンラインにより提出することを推奨します。

それぞれの提出方法についての留意事項は次のとおりです。

(1) 紙の調査票で提出する場合

文部科学省が配布する調査票に所定の事項を記入し、後で述べる「5 調査票の作成」(8~9 ページ) に示す期日(必着)までに調査票各1部(写し(コピー)不可)を文部科学大臣(送付先は文部科学省総合教育政策局調査企画課)に提出してください。



配布した調査票に不足が生じた場合は速やかに学校基本調査係までメール又はFAX(86ページ)にてお知らせください。

宛 先 : kihon@mext.go.jp

メールの件名 : 学校基本調査・調査票の追加送付依頼(学校名)

記載内容 : 学校調査番号,学校名,担当部署名,担当者氏名,電子メールアドレス,電話番号,
追加が必要な調査票名と枚数
(半角カンマ区切りで記載してください。)

* 記載例 *

0102,虎の門大学,総務課総務係,文部太郎,xxx@mext.go.jp,03-5253-4111,学部学生
内訳票 2 枚

提出先 : 〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省総合教育政策局調査企画課学校基本調査係

(2) オンライン調査システムを利用してインターネットにより提出する場合

オンライン調査システムは、インターネットを利用して、調査票の取得・入力・送信ができるシステムであり、利用には調査対象者IDとパスワードが必要です(調査票に入力した内容等の秘密保護を実現するため、調査対象者ID、パスワードによる認証を行っています。)

昨年度オンライン調査システムを利用したかどうかで調査対象者IDとパスワードの入手方法が異なりますのでご注意ください。

① 今年度より新たにオンライン調査システムを利用する場合

事前の利用申込みを受けて調査対象者ID、パスワードを配布します。

※ オンライン調査システム利用の申込みの電子メールは、各学校の学校基本調査連絡窓口として登録します。メールアドレスはできるだけ課室代表のものを記載してください。



【利用の申込み方法】

電子メールに以下の内容を記載の上、学校基本調査係宛てに平成31年4月23日(火)までに送信してください。

宛 先 : kihon@mext.go.jp

メールの件名 : 平成31年度オンライン調査システムへの参加(学校名)

記載内容 : 学校調査番号,学校名,担当部署名,担当者氏名,電子メールアドレス,電話番号
(半角カンマ区切りで記載してください。)

* 記載例 *

0102,虎の門大学,総務課総務係,文部太郎,xxx@mext.go.jp,03-5253-4111

② 昨年度にオンライン調査システムを利用した場合

今年度の申込みは不要です。4月中旬以降に昨年度の連絡窓口のメールアドレスへ今年度用の調査対象者ID、パスワードを配布します。

昨年度から連絡窓口の登録内容が変更となった場合は、①と同様に利用申込みを行っていた
 だき、その際メールの件名を「平成31年度学校基本調査連絡窓口登録の変更（学校名）」として
 ください。

文部科学省から調査対象者ID、パスワードを記載した「学校基本調査 オンライン調査シス
 テムに関するID表」（以下、「ID表」という。）を送付します。（4月中旬以降配布予定）

お手元に届くには多少お時間がかかる場合があります。配布開始（4月中旬）以降にお申込
 みの場合、1週間以上経過しても届かなければ、送受信不具合の可能性があるので、文部
 科学省へお問合せください。

<ID表（イメージ）>

学校基本調査 オンライン調査システムに関するID表

学校調 査番号	学校名	所在地 コード	学部・研 究科番号	学部・研究科名	調査対象者ID	パスワード	調査票名
0050	虎の門大学	50			HI0050	*****	学生教職員等状況票
0050	虎の門大学	13		(学部分)	HI0050131g	*****	外国人学生調査票
0050	虎の門大学	13		(修士課程分)	HI0050133g	*****	外国人学生調査票
0050	虎の門大学	13		(博士課程分)	HI0050134g	*****	外国人学生調査票
0050	虎の門大学				HI0050KA	*****	学校経費調査票A
0050	虎の門大学				HI0050KB	*****	学校経費調査票B
0050	虎の門大学				HI0050S	*****	学校施設調査票
0050	虎の門大学	13	1C27	経営学部	HI00501C2713L	*****	卒業後の状況調査票
0050	虎の門大学	50	1C27	経営学部	HI00501C2750G	*****	学部学生内訳票
0050	虎の門大学	13	1C09	経済学部	HI00501C0913L	*****	卒業後の状況調査票
0050	虎の門大学	50	1C09	経済学部	HI00501C0950G	*****	学部学生内訳票
0050	虎の門大学	13	1X50	人間文化学部	HI00501X5013L	*****	卒業後の状況調査票
0050	虎の門大学	50	1X50	人間文化学部	HI00501X5050G	*****	学部学生内訳票
0050	虎の門大学	13	1X04	人間文化研究科	HI00501X0413M	*****	卒業後の状況調査票
0050	虎の門大学	50	1X04	人間文化研究科	HI00501X0450i	*****	大学院学生内訳票
0050	虎の門大学	13	2C09	経済学研究科	HI00502C0913M	*****	卒業後の状況調査票
0050	虎の門大学	50	2C09	経済学研究科	HI00502C0950i	*****	大学院学生内訳票
0050	虎の門大学	13	4C09	経済学研究科	HI00504C0913M	*****	卒業後の状況調査票
0050	虎の門大学	50	4C09	経済学研究科	HI00504C0950i	*****	大学院学生内訳票

送付された「ID表」と「システムの使用手引」を参照し、オンライン調査システムにアクセ
 ス、ログイン等を行います。取得した電子調査票にデータを入力し、調査票データを送信する
 ことにより調査票の提出となります。

この場合、文部科学省に紙の調査票を提出する必要はありません。

注意事項

- ※ 調査票1枚につき1ファイル(1ID)です。1つのファイルを使って複数の学部等の調査票
 を作成することは絶対にできません。
電子調査票が不足している場合は必ず文部科学省へお問合せください(86ページ)。
- ※ 昨年度取得、使用した電子調査票を利用して提出することはできません。
本年度用の電子調査票を必ず取得の上御利用ください。
- ※ その他、オンライン調査システムについての概要や利用方法等は58ページを参照ください。

5 調査票の作成

調査票の種類，作成者，提出期限等については，次の表のとおりです。

調査票を作成するに当たっては，平成31年5月1日現在（ただし，「学校経費調査」は平成30会計年度の決算額）で作成するとともに，「V 調査票の作成要領」（14ページ以降）と「コード表」，各調査票の裏面を確認の上記入してください。

	調査票の種類	提出期日 (必着)	提出枚数	報告者・作成者	備考
学 校 調 査	1. 学校調査票 学生教職員等状況票 (大学・短期大学)	5月31日	1	○大学又は短期大学の長	
	2. 同 学部学生内訳票	5月31日	昼夜別学部の数。	○学部を有する大学の長	
	3. 同 大学院学生内訳票	5月31日	昼夜別，「修士」，「博士(前期)」，「博士(後期)」，「一貫制課程の1・2年次」，「一貫制課程の3・4・5年次」，「医歯学，薬学，獣医学関係の4年一貫制課程」，「専門職学位課程」別，研究科の数。	○大学院を有する大学の長	
	4. 同 本科学学生内訳票	5月31日	1	○短期大学の長	
	5. 同 外国人学生調査票	5月31日	大学院は，修士課程（修士課程並びに博士前期課程及び一貫制課程の1・2年次の課程），博士課程（博士後期課程並びに一貫制課程の3・4・5年次の課程及び医歯学，薬学，獣医学関係の4年一貫制課程），専門職学位課程別の数。他は1。	○大学又は短期大学の長 ○高等専門学校の長	
	6. 同 (高等専門学校)	5月31日	1	○高等専門学校の長	
	7. 同 大学通信教育調査票 (大学・大学院 ・短期大学)	5月31日	大学は学部の数。 大学院は研究科の数。 短期大学は1。	○大学又は短期大学の長	通信教育部を有する大学・大学院・短期大学
卒 業 後 の 状 況 調 査	8. 卒業後の状況調査票(2-1) (大学・大学院・短期大学) 高等専門学校	5月31日	大学は昼夜別学部の数。 大学院は昼夜別，「修士」，「博士(前期)」，「博士(後期)」，「一貫制課程」，「医歯学，薬学，獣医学関係の4年一貫制課程」，「専門職学位課程」別，研究科の数。他は1。	○大学又は短期大学の長 ○高等専門学校の長	
	9. 同 (2-2) (大学・大学院・短期大学) 高等専門学校	5月31日	同上	同上	

調査票の種類		提出期日 (必着)	提出枚数	報告者・作成者	備考
学校 経費 調査	10. 学校経費調査票A (国・公立大学 国・公立短期大学 国・公立大学法人立高等専門学校)	7月31日	1	○国立の大学・短期大学は国立大学法人。国立の高等専門学校は独立行政法人国立高等専門学校機構。 ○公立(公立大学法人立を除く。)の大学・短期大学は地方公共団体の長。公立大学法人の設置する大学・短期大学・高等専門学校は公立大学法人。	国立は附属及び併設の学校を含む
	11. 同 B (国・公立大学)	7月31日	1		
学校 施設 調査	12. 学校施設調査票 (大学・短期大学 高等専門学校)	7月31日	1	○国立の大学・短期大学は国立大学法人。国立の高等専門学校は独立行政法人国立高等専門学校機構。 ○公立(公立大学法人立を除く。)の大学・短期大学は地方公共団体の長、公立大学法人の設置する大学・短期大学及び高等専門学校は公立大学法人。公立の高等専門学校は教育委員会。 ○私立は設置者。 ○国立大学に附属する学校は国立大学法人。 ○国立大学に附属する学校は国立大学法人。	
	13. 同 (高等学校等)	7月31日	1		
	14. 同 (各種学校)	7月31日	1		

6 記入後の確認

調査票の作成後、今一度各調査事項について記入漏れ、誤記等がないか確かめるとともに、特に次の点について必ず再審査をしてください。

なお、オンライン調査システムにより提出する場合、下記（※）印の事項の審査は電子調査票が自動的に行います。

◎ 全般的事項

- (1) 所在地，学校名は正しく記入されていますか。
- (2) 学校種別，設置者別等該当するところにチェックが入っていますか。
- (3) アルファベットの符号欄及び計欄の網かけ部分は一致した数値ですか。（※）
- (4) 一つの調査項目につき，調査票を複数枚作成する場合（例えば，学科別学生数など）の当該項目の合計欄は，最後の調査票にのみ記入していますか。（調査票ごとに小計を記入する必要はありません。）（※ 電子調査票では1枚目に合計が記載されます。）
- (5) 縦横の欄を検算しましたか。（※）
- (6) 金額（千円），面積（㎡）の四捨五入に誤りはありませんか。
- (7) 各項目の記入された数値については，前年度と比較して著しい差はありませんか。
- (8) 国籍・地域コードや学部コードなど，符号の記入漏れはありませんか。また，正しい符号が記入されていますか。
- (9) 学生教職員等状況票・学部学生内訳票・大学院学生内訳票・本科学生内訳票・外国人学生調査票・学校調査票（高等専門学校）・卒業後の状況調査票（2-1，2-2）・学校施設調査票及び学校経費調査票の数字の記入は，升の中に1字ずつ右側に詰めて記入されていますか。（※）
- (10) 学部学生内訳票「7 学科別学生数のうち休学者数」，大学院学生内訳票「7 専攻別学生数のうち休学者数」及び本科学生内訳票「5 学科別学生数のうち休学者数」について，それぞれ該当がなく提出する場合，
 - ・紙の調査票で提出する場合は，必ず斜線が引いてありますか。
 - ・オンライン調査システムにより提出する場合は，「0」を入力していますか。

◎ 個別事項

14ページ以降の「V 調査票の作成要領」にある留意点を確認してください。

※ 調査票提出後の訂正について

13ページにある速報及び報告書の公表時期は例年同時期になっています。

調査票提出後の訂正は，文部科学省での集計が遅れる原因となりますので，時期により訂正は行えない場合があります。

このため，十分に確認，検算などの審査をした上で提出するようお願いします。

7 調査票及び提出状況確認表の提出

各調査票は「5 調査票の作成」(8～9ページ)に示す提出期日(必着)までに必ず提出してください。

この調査の実施に当たって、特に必要がある場合には、調査回答後に資料の提出のお願いや、関係者の方々に質問を行うことがあります。

また、調査票を提出したあと速やかに「提出状況確認表」により各調査票の提出内容について下記のとおり連絡してください(必須)。

(1) 紙の調査票で提出する場合

① 各調査票は該当事項がない場合でも必ず提出してください。

また、文部科学省から配布した調査票に直接記入したものを提出してください(写し(コピー)不可)。調査票に不足が生じている場合は、速やかに学校基本調査係までお知らせください(86ページ)。

② 「学部学生内訳票」、「大学院学生内訳票」、「本科学生内訳票」、「大学通信教育調査票」、「学校調査票(高等専門学校)」で学生募集停止等のため在学者がいない学科、専攻については、当該行に「在学者なし」と記入し、全ての学科、専攻に該当がない場合は右端上段の空白に「在学者なし」と記入して調査票を1部提出してください。

③ 「外国人学生調査票」で外国人学生がいない場合は、調査票右端上段の空白に「外国人学生なし」と記入して調査票を1部提出してください。

④ 「卒業後の状況調査票(2-1)」で新設等のため卒業生がいない学科、専攻については、当該行に「卒業生なし」と記入し、全ての学科、専攻に該当がない場合は右端上段の空白に「卒業生なし」と記入して調査票を1部提出してください。

⑤ 「学校施設調査票」で大学に併設の短期大学等で専用施設がない場合は右端上段の空白に「大学と共用」と記入し、短期大学等の調査票も提出してください。

⑥ 各調査票の数字の記入は、

--	--

の中に1字ずつ右側に詰めて記入してください。また、該当する数値がない場合は、空欄のままとし、「0」は記入しないでください。

また、該当項目の桁数を超える場合(例えば、2桁(99人まで)記入可能な項目で、3桁(100人以上)記入する必要がある場合)は、記入すべき数値をそのまま記入するとともに、桁あふれであることがわかるよう、該当項目の枠を赤で囲み、付箋を貼って提出してください。

⑦ 調査事項欄の全てに該当数がない場合は計欄のみに必ず斜線を入れてください。

⑧ 調査票が複数枚にわたるときは、最後の調査票の計のみ記入(調査票ごとの小計は記入しない)してください。

<該当する調査票>

- ・学部学生内訳票(「6 学科別学生数」)
- ・大学院学生内訳票(「6 専攻別学生数」「9 入学状況」)
- ・本科学生内訳票(「Jカード」)
- ・外国人学生内訳票
- ・卒業後の状況調査票(2-1)
- ・卒業後の状況調査票(2-2)

⑨ 「提出状況確認表」について、「提出の有無」欄を記入するとともに、必要な場合は「連絡事

項」欄を記載の上、各調査票と併せて提出してください。

- ⑩ 「提出状況確認表」について、法人番号を確認し、誤りのある場合は赤字で修正してください。

(2) オンライン調査システムを利用して調査票を提出する場合

- ① 「システムの使用手引」を参照の上、作成・提出してください。ただし下記(i)～(v) (※)印の場合は該当調査票の提出はしないでください。

- ② 「提出状況確認表」について、「提出の有無」欄を記入するとともに、各調査票において下記事項に該当する場合は漏れなく「連絡事項」欄に記載の上5月31日までと7月31日までの2回に分けてExcel形式のままメール(86ページ)で提出してください。

(i) 「学部学生内訳票」, 「大学院学生内訳票」, 「本科学生内訳票」, 「大学通信教育調査票」, 「学校調査票(高等専門学校)」で学生募集停止等のため、

(ア) 在学者がいない学科、専攻が一部ある場合は、「提出状況確認表」の「連絡事項」欄に、「○ ○(該当学科等)は在学者なし」と記載してください。

(イ) 全ての学科、専攻で在学者がいない場合は、「提出状況確認表」の「提出の有無」欄を「なし」とし、「連絡事項」欄に、「◇◇のため該当しない」と記載してください。(※)

(ii) 「卒業後の状況調査票(2-1)」で新設等のため、

(ア) 卒業生がいない学科、専攻が一部ある場合は、「提出状況確認表」の「連絡事項」欄に、「○ ○(該当学科等)は卒業生なし」と入力してください。

(イ) 全ての学科、専攻で卒業生がいない場合は、「提出状況確認表」の「提出の有無」欄を「なし」とし、「連絡事項」欄に、「◇◇のため該当しない」と入力してください。(※)

(iii) 「外国人学生調査票」で外国人学生がいない場合は、「提出状況確認表」の「提出の有無」欄を「なし」とし、「連絡事項」欄に、「外国人学生なし」と入力してください。(※)

(iv) 「学校施設調査票」で大学に併設の短期大学等で専用施設がない場合は、「提出状況確認表」の「提出の有無」欄を「なし」とし、「連絡事項」欄に、「◇◇と共用のため対象外」と入力してください。(※)

(v) 「学校経費調査票B」で二つ以上の学部からなる大学に該当しない場合は、「提出状況確認表」の「提出の有無」欄を「なし」とし、「連絡事項」欄に、「◇◇のため対象外」と入力してください。(※)

- ③ 「提出状況確認表」について、法人番号を確認し、誤りのある場合は赤字で修正してください。

〈提出状況確認表の記載例〉

平成31年度学校基本調査 提出状況確認表【5月31日提出期限分】

学校調査番号	法人番号	学校名	所在地コード	学部・研究科番号	学部・研究科名	調査票名	提出の有無	連絡事項
0050	1234567890123	虎の門大学	50			学生教職員等状況票	あり	
0050	1234567890123	虎の門大学	13		(学部分)	外国人学生調査票	あり	
0050	1234567890123	虎の門大学	13		(修士課程分)	外国人学生調査票	あり	
0050	1234567890123	虎の門大学	13		(博士課程分)	外国人学生調査票	なし	外国人学生なし
0050	1234567890123	虎の門大学	13	1C27	経営学部	卒業後の状況調査票	あり	
0050	1234567890123	虎の門大学	50	1C27	経営学部	学部学生内訳票	なし	在学者がいいため該当しない
0050	1234567890123	虎の門大学	13	1C09	経済学部	卒業後の状況調査票	あり	国際経済学科は卒業生なし
0050	1234567890123	虎の門大学	50	1C09	経済学部	学部学生内訳票	あり	
0050	1234567890123	虎の門大学	13	1X50	人間文化学部	卒業後の状況調査票	あり	
0050	1234567890123	虎の門大学	50	1X50	人間文化学部	学部学生内訳票	あり	人間文化学科は在学者なし
0050	1234567890123	虎の門大学	13	1X04	人間文化研究科	卒業後の状況調査票	なし	2018年設置のため該当しない
0050	1234567890123	虎の門大学	50			紙の調査票	あり	
0050	1234567890123	虎の門大学	13			紙の調査票	あり	
0050	1234567890123	虎の門大学	50			紙の調査票	あり	
0050	1234567890123	虎の門大学	13			紙の調査票	あり	
0050	1234567890123	虎の門大学	50			紙の調査票	あり	

紙の調査票で提出する場合は、該当しない場合でも全ての調査票を提出する必要があります。

オンライン調査システムを利用して提出する場合で、(2)②のいずれかに該当する場合は、記載する必要があります。

8 各種ツールの配布

学校基本調査では、以下のツールを作成し配布していますので、調査の回答にあたっては適宜ご活用ください。

(1) 年齢別人数計算ツール

年齢別入学者数を調査するため、入学者数を年齢別に集計することができる「年齢別人数計算ツール」を提供しています。

文部科学省ホームページ (<http://www.mext.go.jp/>) (文部科学省トップページ→「白書・統計・出版物」→「統計情報」→「学校基本調査」の「平成31年度学校基本調査について」) より、年齢別人数計算ツール及びマニュアルをダウンロードできます。

(2) 調査票間チェックツール

オンライン調査システムでは、調査票間 (①「学生教職員等状況票」と「学部学生内訳票」・「大学院学生内訳票」・「本科学学生内訳票」, ②「学校経費調査票A」と「学校経費調査票B」) における数値チェックをすることができないため、それらのチェックを補完するものとしてオンライン調査システムを利用する大学・短期大学に対して「調査票間チェックツール」を配布します。(①は5月中旬頃、②は6月中旬頃、メールで配布予定。)

9 調査結果の公表

速報：平成31年8月上旬

報告書：平成31年12月下旬

調査結果は文部科学省ホームページ (<http://www.mext.go.jp/>) (文部科学省トップページ→「白書・統計・出版物」→「統計情報」→「学校基本調査」の「結果の概要」及び「年次統計・統計表一覧」) で閲覧できます。

IV 調査票の取扱い上の注意

調査票の取扱いについては、この「調査の手引」のほか、各調査票の裏面の「調査票の取扱い」に記載していますので、必ず事前にこれらを熟読の上、調査票を作成・提出してください。

V 調査票の作成要領

調査票の作成については、この「手引」のほか、各調査票の裏面の「記入上の注意」を、必ず事前に熟読の上、調査票を作成してください。

学生教職員等状況票 (大学、短期大学のみ。)

平成31年度 学校基本調査 学校調査票 (大学・短期大学) 学生教職員等状況票
 平成31年5月1日現在

(様式第7号) 統計法に基づく基礎統計調査

1 学校(本部)の所在地 (都道府県) (市区部) (町村) (番地) 2 学校名

3 学生数

大 学 院	博 士 課 程		修 士 課 程		専 門 職 学 位 課 程		学 部 ・ 本 科 程		専 攻 科		別 科		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
計														

4 教 員 数 (本 務 者)

学 長 ・ 副 学 長	学 長		副 学 長		教 授		准 教 授		講 師		助 教		助 手		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
計																

5 教 員 数 (兼 務 者)

学 長		学 長 ・ 副 学 長 以 外 の 教 員		計		左 記 の 中 の 外 国 人	
男	女	男	女	男	女	男	女

6 職 員 数

事 務 系		医 療 系		教 務 系		そ の 他		計	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女

学 長 氏 名 _____ 職 _____
 取 扱 者 氏 名 _____ 職 _____
 電 話 _____ (内 線 _____ 番)

文 部 科 学 省

<参照：コード表 (大学) >

平成31年度学校基本調査コード表(国立大学)

所在地	学校調査番号	学校名	符号C	課程	名称	符号D	学科/専攻名称	備考
50	13	0030 虎の門大学	1C27	経営学部	経営学部	C205	経営学	
50	13	0050 虎の門大学	1C09	経済学部	経済学部	C203	経済学	
50	13	0050 虎の門大学	1C09	国際経済学部	国際経済学部	C209	国際経済学	20150401学生受入
50	13	0050 虎の門大学	1X50	国際文化学部	国際文化学部	B925	国際文化学	20160401学生受入
50	13	0050 虎の門大学	1X04	健康科学部	健康科学部	Q221	健康科学	20160401学生受入
50	13	0050 虎の門大学	1X04	人間文化研究科	人間文化研究科	B985	人間文化学	20170401学生受入
50	13	0050 虎の門大学	2C09	博士前期課程	経済学研究科	C203	経済学	
50	13	0050 虎の門大学	4C09	博士後期課程	経済学研究科	C203	経済学	

<参照：コード表 (短期大学) >

平成31年度学校基本調査コード表(国公立短期大学)

所在地	学校調査番号	学校名	昼夜別	学科名	符号	備考
50	13	3099 虎の門短期大学	日間	看護学(修年3年)	M1	学生受入20150401
50	13	3099 虎の門短期大学	夜間	看護学	M1	募集停止20150401
50	13	3099 虎の門短期大学	日間	美術	V1	
50	13	3099 虎の門短期大学	日間	音楽	V3	

(1) 符号等の記入

各調査票に記入する「学校調査番号」、「所在地」、「学部番号」、「研究科番号」等については、別途送付する「コード表」により記入してください。

- ①「学校調査番号」…… コード表にある「学校調査番号」を記入してください。
- ②「所在地」…… コード表にある「所在地」の「A」のコードを記入してください。
 ※ 大学・短期大学事務局が東京 23 区又は指定都市に所在する学校は、指定都市番号を記入してください。

(都道府県番号又は指定都市番号は 46 ページを参照)

- ③「4 教員数(本務者)」(学部(科)別の符号)
 (大学の場合)…… コード表にある「符号C」のコードを次の点について留意の上、記入してください。

- 「符号C」の1桁目は、すべて「1」に置き換えて記入してください。
 - 学部によっては同一名称で複数のコードをもつことがあります。
- 次の学部については、()で示す代表コードを記入してください。

[教育学部 (1S01), 文化教育学部 (1X60), 教育人間科学部 (1X71),
 教育文化学部 (1X73), 教育地域科学部 (1X77), 教育福祉科学部 (1X79)]

(短期大学の場合)……コード表にある「符号」の「教職員」の符号を右詰めで(3桁目から)記入してください。

(例) 国文学科 (A102), 英文学科 (A103), 家政学科 (Q101) を設置している場合

国 文 学 部 (科)	A	A	1	} 同一符号となった場合、2桁目に アルファベットを付け加えて判 別できるように記入。
英 文 学 部 (科)	B	A	1	
家 政 学 部 (科)		Q	1	
学部 (科)				← 2桁目までは空白とし、右詰めで 記入。

(2) 調査票作成上の主な注意事項

次の点について、□にレ点を付けるなどして確認の上、提出してください。

- ①「3 学生数」…… 「学生教職員等状況票」の学生数は、「学部学生内訳票」「大学院学生内訳票」「本科学生内訳票」における学生数とそれぞれ関連があります。
 次の点について一致しているか必ず確認の上、提出してください。

【大学の場合】

- 大学院の学生数のうち、博士課程欄は、博士後期課程(一貫制課程の3・4・5年次の課程を含む。)及び医歯学、薬学、獣医学関係の4年一貫制課程の学生数を記入します。
 修士課程欄には、修士課程及び博士前期課程(一貫制課程の1・2年次の課程を含む。)の学生数を記入します。
 専門職学位課程欄には、専門職学位課程の学生数を記入します。
 それぞれの欄は正しく記入されていますか。
- 大学院の学生数は、「大学院学生内訳票」の「6 専攻別学生数」の総合計(各研究科の合計)と一致していますか。
- 学部の学生数は、「学部学生内訳票」の「6 学科別学生数」の総合計(各学部の合計)と一致していますか。
- 専攻科及び別科の学生数は、「学部学生内訳票」の「13 専攻科・別科及び科目等履修生等の学生数」のうち専攻科、別科の総合計(各学部の合計)と一致していますか。
- 科目等履修生・聴講生・研究生の学生数は、「学部学生内訳票」の「13 専攻科・別科及び

② 「4 教員数（本務者）」……

「学長」「副学長」は、符号「9980」と符号「9999」の欄にのみ記入します。

次の点を確認の上、提出してください。

- 「学長」「副学長」が教授などを兼ねている場合は、「学長」「副学長」の欄のみ記入します。
「教授」などの欄にも記入されていることはありませんか。
- 符号「9980」欄の計と符号「9999」欄に記入漏れはありませんか。
- 「5 教員数（兼務者）」との関係において、「学長」が本務と兼務の両方に記入されている
ことはありませんか。

③ 「上記本務教員のうち（再掲）」……

「4 教員数（本務者）」の「大学院」（符号「9800」）は、学部等に所属しない者で、大学院を本務として発令されている者のみを記入し、「上記本務教員のうち（再掲）」の「大学院担当者」（符号「0001」）は、大学院担当の発令をされている本務教員すべてを記入します。

次の点を確認の上、提出してください。

- 「大学院担当者」（符号「0001」）と「大学院」（符号「9800」）の記入した数値の大小関係として、「大学院」（符号「9800」） \leq 「大学院担当者」（符号「0001」）となっていますか。
- 短期大学の場合は「大学院担当者」（符号「0001」）に記入する必要はありません。「計」欄と間違っ
て記入していませんか。

④ 「6 職員数」…… 「医療系」の職員について、次の点を確認の上、提出してください。

- 「医療系」の男女の合計 \geq 「医療系のうち看護師（再掲）」の「学生の健康管理」と「附属
病院」を合計した数値となっていますか。

学部学生内訳票

(学部を設置する大学のみ。昼夜別で学部数分を作成。)

平成31年度 学校基本調査 学部学生内訳票 (大学)

平成31年5月1日現在

統計法に基づく統計調査 政府統計

1 昼夜別 昼間 夜間

2 課程別 学士(専門職)課程

3 学部名

4 学所(〒 -)

5 大学名

6 学科別学生数

符号	1年次		2年次		3年次		4年次		5年次		6年次		計		入学状況	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	8 学科別入学志願者数	9 学科別入学者数
(1)④																
計	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	(a)	(b)

7 学科別学生数のうち休学者数

10 学科別学生数のうち最低在学年限超過学生数 (編入学者は除く。)

11 出身高校の所在地別数

12 年齢別入学者数 (9の再掲)

13 専攻科、別科及び科目等履修生等の学生数

14 短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)・高等専門学校からの編入者数

※ の数値は、「学生教職員等状況票」への記入を忘れないこと (15ページ(2)①参照)

<参照：コード表 (大学) >

平成31年度学校基本調査コード表(国立大学)

出力日

平成31年3月0日

所在地	学校調査番号	学校名	学部/研究科	学科/専攻	備考
50	13	0050	虎の門大学	1C27 経営学部	C205 経営学
50	13	0050	虎の門大学	1C09 経済学部	C203 経済学
50	13	0050	虎の門大学	1C09 経済学部	C206 国際経済学
50	13	0050	虎の門大学	1X50 人間文化学部	B175 国際文化学
50	13	0050	虎の門大学	1X50 人間文化学部	D175 健康科学
(1)③	005	(1)①	1X (1)②	(1)④	化学
	005		2C		20150401学生受入
					20160401学生受入
					20160401学生受入
					20170401学生受入

(1) 符号等の記入

- ① 「学校調査番号」 …… コード表にある「学校調査番号」を記入してください。
- ② 「学部番号」 …… コード表にある「符号C」を記入してください。

「符号C」の1桁目には次の意味があります。

1	昼間（修業年限4年）
2	夜間（修業年限4年）
3	夜間（修業年限5年）
4	昼間（修業年限6年）
5	昼間（修業年限4年）（学士（専門職）課程）
6	夜間（修業年限4年）（学士（専門職）課程）
7	夜間（修業年限5年）（学士（専門職）課程）

なお、学内共同利用施設等に籍を置く学生、教職科目を履修する科目等履修生、留学生別科など、どの学部にも属していない学生は調査票を別票として作成し、昼間の課程であれば「1Z99」、夜間の課程であれば「2Z99」を記入してください。

- ③ 「所在地」 …… コード表にある「所在地」の「A」を記入してください。
 ※ 学部(学科)が東京23区又は指定都市に所在する学校は、指定都市番号を記入してください。
 (都道府県番号又は指定都市番号は46ページを参照)
- ④ 「6 学科別学生数」(符号) …… コード表にある「符号D」を記入してください。

(2) 調査票作成上の主な注意事項

次の点について、□にレ点を付けるなどして確認の上、提出してください。

- ① 「9 学科別入学者数」 …… 次の点を確認の上、提出してください。
 - 一度入学手続をし、5月1日までに退学、除籍した者は記入しません。
 入学者数は上記の者を除いた数値で記入していますか。
 - 「6 学科別学生数」の「1年次」には単位不足等の特別な事情がある者も含まれます。
 このため入学者数は、「6 学科別学生数」の「1年次」の学生数と等しく、若しくは小さくなっていますか。
 - 男女それぞれの数値は、「11 出身高校の所在地県別入学者数」の「計」及び「12 年齢別入学者数」の「計」の数値と一致していますか。
- ② 「7 学科別学生数のうち休学者数」 …… 次の点を確認の上、提出してください。
 - 休学者数は、「6 学科別学生数」の「計」の数値と等しく、若しくは小さくなっていますか。
- ③ 「10 学科別学生数のうち最低在学年限超過学生数」 ……
 標準修業年限を超えて在学する者の数を入学年度別に記入します。
 修業年限5年及び6年の学部・学科についての記入例は次のとおりです。

10学科別学生数のうち 最低在学年限超過学生 数(例)	平成27年度 入学者		平成26年度 入学者		平成25年度 入学者		平成24年度 入学者		平成23年度 入学者		平成22年度 入学者		計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
(1) 修業年限5年 (5年制の夜間部)			20	5	10	2	4	1	3				37	8	45
(2) 修業年限6年 (医学科、歯学科、薬学科 又は獣医学科)					6	4	5	2	2	1	2	1	15	8	23

次の点を確認の上、提出してください。

- 修業年限5年の学部について、「平成27年度入学者」の欄に数値は記入していませんか。
- 修業年限6年の学部について、「平成27年度入学者」及び「平成26年度入学者」の欄に数値は記入していませんか。

④「8 学科別入学志願者数」，「9 学科別入学者数」……

次の点を確認の上、提出してください。

- 「9 学科別入学者数」の男女それぞれの数値は、「8 学科別入学志願者数」の数値と等しく、若しくは小さくなっていますか。(入学志願者数 \geq 入学者数)

⑤「12 年齢別入学者数」…… 次の点を確認の上、提出してください。

- 「12 年齢別入学者数」の「外国の学校卒」，「専修学校高等課程卒」，「その他（高卒認定等）」の男女それぞれの合計値は、「11 出身高校の所在地県別入学者数」の「その他」の数値と一致していますか。

(1) 符号等の記入

- ① 「学校調査番号」…… コード表にある「学校調査番号」を記入してください。
 ② 「研究科番号」…… コード表にある「符号C」を記入してください。

「符号C」の1桁目には次の意味があります。

1	修士課程
2	博士課程(前期)
3	医歯薬学, 獣医学関係以外の博士一貫制の課程(1, 2年次)
4	博士課程(後期)
5	医歯薬学, 獣医学関係以外の博士一貫制の課程(3~5年次)
6	医歯薬学, 獣医学関係の博士一貫制の課程
7	夜間の博士課程(前期)
8	夜間の博士課程(後期)
9	夜間の修士課程
A	専門職学位課程
B	夜間の専門職学位課程
C	専門職学位課程法科大学院
D	夜間の専門職学位課程法科大学院
G	専門職学位課程教職大学院
H	夜間の専門職学位課程教職大学院

なお、学内共同利用施設等に籍を置く学生、教職科目を履修する科目等履修生など、どの研究科にも属していない学生は調査票を別票として作成し、昼間の課程であれば「1Z99」、夜間の課程であれば「2Z99」を記入してください。

- ③ 「所在地」…… コード表にある「所在地」の「A」を記入してください。
 ※ 研究科(専攻)が東京23区又は指定都市に所在する学校は、指定都市番号を記入してください。(都道府県番号又は指定都市番号は46ページを参照)
 ④ 「6 専攻別学生数」(符号), 「9 入学状況」(符号)…… コード表にある「符号D」を記入してください。

(2) 調査票作成上の主な注意事項

次の点について、□にレ点を付けるなどして確認の上、提出してください。

- ① 「6 専攻別学生数」…… 次の点を確認の上、提出してください。
 博士課程(後期), 博士課程(一貫)の3・4・5年次の課程(医歯学, 薬学, 獣医学関係の4年一貫制課程を除く)の場合, それぞれ「1年次」, 「2年次」, 「3年次」に置き換えて記入していますか。

(記入例)

6 専攻別学生数	符号	1年次		2年次		3年次		4年次		5年次		計		
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
法学専攻	C 1 0 1	5	2	4	3	6	2					15	7	22
刑事法専攻	C 1 0 7	7	4	8	5	3	1					18	10	28
計	9 9 9 9	12	6	12	8	9	3					33	17	50
7 専攻別学生数のうち休学者数		1		2	1							3	1	4

- 専門職学位課程法科大学院の法学既修コースに入学した学生は「2年次」に記入していますか。

※ 調査年度に専門職学位課程法科大学院の法学既修コースに入学した者は、「6 専攻別学生数」に2年次の学生として計上するとともに、「9 入学状況」の入学志願者数及び入学者数として計上してください。

②「7 専攻別学生数のうち休学者数」…… 次の点を確認の上、提出してください。

休学者数は、「6 専攻別学生数」の「計」の数値と等しく、若しくは小さくなっていますか。

③「左記のうち社会人」…… 次の点を確認の上、提出してください。

この欄は、当該研究科の出願資格を有する者で、5月1日現在、①職に就いている者（給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を得る仕事に現に就いている者）、②給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を得る仕事から既に退職した者、③主婦・主夫の数を記入します。

「左記のうち社会人」に計上した数値は、「6 専攻別学生数」の「計」の数値と等しく、若しくは小さくなっていますか。

「左記のうち社会人」に計上した数値は、「10 年齢別入学者数」の「左記のうち社会人」の数値と等しく、若しくは大きくなっていますか。

④「8 専攻別学生数のうち最低在学年限超過学生数（編入学者は除く）」…… 標準修業年限を超えて在学する者の数を入学年度別に記入します。

次の点を確認の上、提出してください。

所定の修業年限内に当たる各年度の入学者欄は、紙の調査票で提出する場合は斜線を引き、オンライン調査システムを利用して提出する場合は空欄で提出してください。

（記入例：標準修業年限3年を超える場合）

8 専攻別学生数のうち 最低在学年限超過学生数 (例)	平成29年度 入学者		平成28年度 入学者		平成27年度 入学者		平成26年度 入学者		平成25年度 入学者		平成24年度 以前入学者		計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
(1) 博士(後期) (修業年限3年)			5	2	3	1	4	1					12	4	16
(2) 博士(一貫) (修業年限5年)							6	3	4	2	3	1	13	6	19
(3) 博士(一貫) (医・歯・薬・獣医学研究科-4年-)					4	2	3	1					7	3	10

専門職学位課程法科大学院の場合、平成29年度入学の法学既修コースの学生については、「平成28年度入学者」欄に便宜上、記入してください。

⑤「9 入学状況」…… 次の点を確認の上、提出してください。

一度入学手続をしても5月1日までに退学、除籍した者は記入しません。

入学者数は上記の者を除いた数値で記入していますか。

「入学者数」の男女それぞれの数値は、「入学志願者数」の数値と等しく、若しくは小さくなっていますか。(入学志願者数 \geq 入学者数)

「入学者数」の「計」の男女それぞれの数値は、「6 専攻別学生数」の「1年次」の男女それぞれの数値と等しく、若しくは小さくなっていますか。

「入学者数」の「計」の男女それぞれの数値は、「10 年齢別入学者数」の「計」の男女それぞれの数値と等しくなっていますか。

※ 「飛び級」によって入学した者については、「その他」に含めて記入してください。

※ 「放送大学学園立大学」からの入学志願者・入学者は、「他大学出身者」の「私立」に記入してください。

本科学生内訳票 (短期大学のみ)

(様式第10号)
統計法に基づく基礎統計調査



統計法に基づく基礎統計調査の統計調査です。調査情報の秘密の保護に万全を期します。

平成31年度 学校基本調査
学校調査票(短期大学)
本 科 学 生 内 訳 票
— 平成31年5月1日現在 —

非国公立文部科学省で記入する。
学校調査番号 所在地
(1)① (1)②

3 短期大学名

4 学科別学生数

昼夜別	学 科 名 (学科に記入する。単 夜別には記入しない。)	符 号	4 学科別学生数				6 入学状況(本科)				
			1年次	2年次	3年次	計	入学志願者数	入学者数			
J カ イ ド 間	科	男	1								
		女	2								
	科	男	1								
		女	2								
	科	男	1								
		女	2								
	科	男	1								
		女	2								
	計	男	1								
		女	2								
	計			9	9	9	9				

5 学科別学生数のうち休学者数
(該当のない場合は斜線を引く。)

男	0									
女	2									
計		9	9	9	9					

7 出身高校の所在地南別数

性別	北	海	道	青	森	岩	手	宮	城	秋	田	山	形	福	島	茨	城	栃	木	群	馬	埼	玉	千	葉	東	京	神	奈	川	新	潟	富	山	計		
																																				男	女
男	4																																				
女	5																																				
男	6																																				
女	7																																				
男	8																																				
女	9																																				

8 年齢別入学者数(6の再掲)

昼	年齢区分	8 年齢別入学者数(6の再掲)										計	計のうち再掲1 外国の短期大学等 留学生	計のうち再掲2 留学生																							
		17歳以下	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳				27歳	28歳	29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上												
男	1																																				
女	2																																				
計																																					

9 専攻科、別科及び科目等履修生等の学生数

昼夜別	専攻科	別科	科目等履修生・受講生・研究生				計	
			学部卒以上	学部以外	男	女		
昼								
夜								

10 高等学校等専攻科からの編入学者数

昼夜別	2年次	3年次	計	
			男	女
昼	1			
夜	2			
計				

※ の数値は、「学生教職員等状況票」への記入を忘れないこと (15ページ(2)①参照)。

<参照：コード表(短期大学)>

平成31年度学校基本調査コード表(国公私立短期大学)							出力日	平成31年3月〇日
所在地 A B	学校調 査番号	学 校 名	昼夜別	学 科 名	符 号			備 考
					教職員	本科学生	卒業後	
50	13	3099 虎の門短期大学		看護学(修年3年)	M1	M104	1003	学生受入20150401
50	13	3099 虎の門短期大学	夜間	看護学	M1	M104	2002	募集停止20150401
50	13	3099 虎の門短期大学		美術学	V1	V101	1002	
50	13	3099 虎の門短期大学		音楽	V3	V301	1002	

(1)② (1)①

(1)③

(1)④

(1) 符号等の記入

- ①「学校調査番号」…… コード表にある「学校調査番号」を記入してください。
- ②「所在地」…… コード表にある「所在地」の「A」を記入してください。
※ 短期大学（学科）が東京 23 区又は指定都市に所在する学校は、指定都市番号を記入してください。（都道府県番号又は指定都市番号は 46 ページを参照）
- ③「夜間」…… コード表にある「昼夜別」に「夜間」がある場合は、その学科に関する事項について J カードの「夜間」欄に記入してください。
- ④「4 学科別学生数」（符号）…… コード表にある「符号」の「本科学生」の符号を記入してください。

(2) 調査票作成上の主な注意事項

次の点について、□にレ点を付けるなどして確認の上、提出してください。

- ①「4 学科別学生数」…… 次の点を確認の上、提出してください。
 - 「学科名」は学科単位で記入していますか（専攻別では記入していませんか）。
- ②「5 学科別学生数のうち休学者数」…… 次の点を確認の上、提出してください。
 - 休学者数は、「4 学科別学生数」の「計」の数値と等しく、若しくは小さくなっていますか。
- ③「6 入学状況（本科）」…… 次の点を確認の上、提出してください。
 - 一度入学手続をし、5月1日までに退学、除籍した者は記入しません。
入学者数は上記の者を除いた数値で記入していますか。
 - 「入学者数」の男女それぞれの数値は、「入学志願者数」の数値と等しく、若しくは小さくなっていますか。
 - 「入学者数」の「計」の男女それぞれの数値は、「4 学科別学生数」の「1年次」の男女それぞれの数値と等しく、若しくは小さくなっていますか。
- ④「7 出身高校の所在地県別入学者数」…… 次の点を確認の上、提出してください。
 - 「その他」及び「計」のそれぞれの数値は、「8 年齢別入学者数」の「計のうち外国の学校卒」、「計のうち専修学校高等課程卒」、「計のうちその他（高卒認定等）」、「計」のそれぞれの数値と関連性があります。算式は成り立っていますか。

外国人学生調査票

平成31年度 学校基本調査
学校調査票 (大学・短期大学・高等専門学校)
外国人学生調査票
平成31年5月1日現在

(様式第11号) 統計法に基づく基礎統計調査

1 学校(課程)種別
1 □ 大学
2 □ 短期大学
3 □ 修士課程
4 □ 博士課程
5 □ 専門職学位課程
6 □ 高等専門学校

2 学校(本部)の所在地 (都道府県) (市区郡) (〒 -) 3 学校名

4 種類別・国籍・地域別外国人学生数

国籍・地域名	学 科 別												計		別 掲 1	
	人 文	社 会	教 育	工 学	農 業	保 健	商 船	家 政	教 育	芸 術	其 他	計	専 攻 科・別 科 の 学 生	科 目 等 履 修 生・聴 講 生・研 究 生	男	女
計	1	9	0	0									(a)	(b)	(c)	(d)
専攻科・別科の学生	1	9	1	0									(a)	(b)	(c)	(d)
科目等履修生・聴講生・研究生	1	9	2	0									(a)	(b)	(c)	(d)
計	2	9	0	0									(a)	(b)	(c)	(d)
専攻科・別科の学生	2	9	1	0									(a)	(b)	(c)	(d)
科目等履修生・聴講生・研究生	2	9	2	0									(a)	(b)	(c)	(d)
計	3	9	0	0									(a)	(b)	(c)	(d)
専攻科・別科の学生	3	9	1	0									(a)	(b)	(c)	(d)
科目等履修生・聴講生・研究生	3	9	2	0									(a)	(b)	(c)	(d)
計	3	9	0	0									(a)	(b)	(c)	(d)
専攻科・別科の学生	3	9	1	0									(a)	(b)	(c)	(d)
科目等履修生・聴講生・研究生	3	9	2	0									(a)	(b)	(c)	(d)
計	3	9	0	0									(a)	(b)	(c)	(d)
専攻科・別科の学生	3	9	1	0									(a)	(b)	(c)	(d)
科目等履修生・聴講生・研究生	3	9	2	0									(a)	(b)	(c)	(d)
計	3	9	0	0									(a)	(b)	(c)	(d)

(注) 1 外国人学生がない場合は、「外国人学生なし」と記入して一部提出する。
2 数字は□の中に1字ずつ右側につけて記入する。

文 部 科 学 省

<参照：コード表 (大学) >

平成31年度学校基本調査コード表(国立大学)

所在地	学校調査番号	学校名	符号C	課程	学部/研究科 名称	符号D	学科/専攻 名称	備考
A	B							
50	13	005 虎の門短期大学	1C27		経営学部	C205	経営学	
50	13	0050 虎の門短期大学	1C09		経済学部	C203	経済学	
50	13	0050 虎の門短期大学	1C09		経済学部	C209	国際経営学	(2) ③ 20150401学生受入

<参照：コード表 (短期大学) >

平成31年度学校基本調査コード表(国公立短期大学)

所在地	学校調査番号	学校名	昼夜別	学科名	符 号			備考
A	B				教職員	本科学生	卒業後	
50	13	3099 虎の門短期大学		看護学(修年3年)	M1	M104	1003	学生受入20150401
50	13	3099 虎の門短期大学	夜間	看護学	M1	M104	2002	募集停止20150401
50	13	3099 虎の門短期大学		美術	V1	V101		(2) ③
50	13	3099 虎の門短期大学		音楽	V3	V301		

<参照：コード表 (高等専門学校) >

平成31年度学校基本調査コード表(高等専門学校)

所在地	学校調査番号	学校名	符 号	学 科 名	備 考
13	6000	虎の門工業高等専門学校	G010	機械工学科	
13	6000	虎の門工業高等専門学校	G040	電子工学科	(2) ③
13	6000	虎の門工業高等専門学校	G050	電子工学科	
13	6000	虎の門工業高等専門学校	G080	情報工学科	

(1) 符号等の記入

- ①「学校調査番号」……コード表にある「学校調査番号」を記入してください。
- ②「所在地」……学校事務局・事務部が所在している都道府県番号を記入してください。
(大学, 短期大学の場合)……コード表にある「所在地」の「B」を記入してください。
(高等専門学校の場合)……コード表にある「所在地」を記入してください。
※ 学校の所在地が指定都市であっても都道府県番号(46ページ参照)を記入してください。

(2) 調査票作成上の主な注意事項

次の点について, □にレ点を付けるなどして確認の上, 提出してください。

- ①「1 学校(課程)種別」……次の点を確認の上, 提出してください。
 - 大学院については課程別に作成していますか。
 - 修士課程: 修士課程並びに博士前期課程及び一貫制課程の1・2年次の課程
 - 博士課程: 博士後期課程並びに一貫制課程の3・4・5年次の課程及び医歯学, 薬学, 獣医学関係の4年一貫制課程
 - 専門職学位課程: 専門職学位課程
- ②「4 種類別・国籍・地域別外国人学生数」の「種類」……次の点を確認の上, 提出してください。
 - 短期大学の場合, 「国費留学生」の欄に記入していませんか。
- ③「4 種類別・国籍・地域別外国人学生数」の「学科系統分類」……次の点を確認の上, 提出してください。
 - 「コード表」に記載している次のコードのアルファベットから, 46ページにある「学科系統分類表」により分類して記入していますか。
(大学(学部), 大学院(研究科)の場合)……「符号D」の上1桁目のアルファベット
(短期大学の場合)……符号「本科学生」の上1桁目のアルファベット
(高等専門学校の場合)……「符号」の上1桁目のアルファベット
例: 大学(学部) 経営学科は「C205」なので上1桁目は「C」→社会科学に分類
 - 短期大学の場合, 「商船」の欄に記入していませんか。
- ④「4 種類別・国籍・地域別外国人学生数」の「国籍・地域名」, 「符号」……次の点を確認の上, 提出してください。
 - 「国籍・地域名」は, 旅券, 外国人登録証明書又は在留カードに記載されている名称となっていますか。
 - 国籍・地域コードは47ページの「国籍・地域コード一覧表」を参照して記入していますか。
(該当する国籍・地域コードがない場合は, 学校基本調査係まで連絡ください(86ページ)。)
※ 電子調査票(オンライン調査システムを利用して提出する場合)については, 国籍・地域名と国籍・地域コードをプルダウンにより選択できます。(詳細は58ページ以降参照)
- ⑤「4 種類別・国籍・地域別外国人学生数」の「別掲1」, 「別掲2」……この欄は, 専攻科・別科, 科目等履修生・聴講生・研究生についてのみ記入します。
次の点を確認の上, 提出してください。
 - 「別掲1」に国籍・地域別, 「別掲2」に学科系統分類別を, それぞれ記入していますか。
 - 「別掲1」の「計(符号:1900)」の数値と, 「別掲2」の「計」の数値とはそれぞれ関連性があります。枠内の符号(a)~(d)にある数値はそれぞれ一致していますか。

大学通信教育調査票

〔通信制課程を設置する大学，大学院，短期大学のみ。〕
学部別・研究科ごとに作成。

平成31年度 学校基本調査
学校調査票(大学・大学院・短期大学)
大学通信教育調査票
平成31年5月1日現在

※ 印刷時は文部科学省で記入する
学校調査番号 学部(研究科)番号 所在地

(様式第12号) 統計法に基づく基礎統計調査

1 学校種別 大学院 短期大学 2 設置者 私立 3 学部名 () 4 学部・研究科・短期大学の所在地 () 5 学校名

6 学科(専攻) 符号 1 年次 2 年次 3 年次 4 年次 専攻科 特修生 科目等履修生・聴講生 計

7 入学種数(正規の課程) 平成31年3月高校卒 平成30年3月高校卒 平成29年3月以前高校卒 その他 計

8 職業別学生数 番号1の学科(専攻) 職業別学生数 2 3 4 計

9 職業別年齢別学生数 18~22歳 23~24歳 25~29歳 30~39歳 40~49歳 50~59歳 60歳以上 計

10 在職卒業業者数(前年度) 1年超過 2年超過 3年超過 4年以上超過 計

11 職業別面接授業出席者数(前年度) 面接授業 出席者数

12 教員数(該当のない場合は前線を引く) 本務者 学内から 学外から 計 兼務者 学内から 学外から 計

13 職員数(該当のない場合は前線を引く) 本務者 兼務者 計

学長氏名 取扱者氏名 電話 () - (内線)

文 部 科 学 省

<参照：コード表(通信教育)>

平成31年度学校基本調査コード表(通信教育)

出力日 平成31年3月〇日

所在地	学校調査番号	学校名	符号A	課程	学部/研究科 名称	符号B	学科/専攻科 名称	備考
	009	虎の門大学	PA0		文学部(通信教育)	A11	国文学	
	0050	虎の門大学	PA0		文学部(通信教育)	A162	英文学	
	0050	虎の門大学	PA01		文学部(通信教育)	A201	史学	
	0050	虎の門大学	RA01	博士前	文学研究科(通信教育)	A101	国文学	
	0050	虎の門大学	RA01	博士前	文学研究科(通信教育)	A164	英米文学	
	0050	虎の門大学	RA01	博士前	文学研究科(通信教育)	A205	日本史学	
	0050	虎の門大学	SA01	博士後	文学研究科(通信教育)	A101	国文学	
	0050	虎の門大学	SA01	博士後	文学研究科(通信教育)	A164	英米文学	
	0050	虎の門大学	SA01	博士後	文学研究科(通信教育)	205	日本史学	

(1)③ (1)①

(1)②

(1)④

(1) 符号等の記入

①「学校調査番号」…… コード表にある「学校調査番号」を記入してください。

②「学部（研究科）番号」…… コード表にある「符号A」を記入してください。

なお、学内共同利用施設等に籍を置く学生、教職科目を履修する科目等履修生、留学生別科など、どの学部や研究科にも属していない学生は調査票を別票として作成し、学部の場合は「PZ99」、修士課程の場合は「QZ99」、博士課程（前期）の場合は「RZ99」、博士課程（後期）の場合は「SZ99」、専門職学位課程の場合は「TZ99」をそれぞれ記入してください。なお、この際「符号」欄には「Z999」を記入してください。

③「所在地」…… コード表にある「所在地」を記入してください。

※ 学校の所在地が指定都市であっても都道府県番号を記入してください。

（都道府県番号は46ページを参照）

④「6 学科（専攻）別学生数」…… コード表にある「符号B」を記入してください。

(2) 調査票作成上の主な注意事項

次の点について、□にレ点を付けるなどして確認の上、提出してください。

①「6 学科（専攻）別学生数」…… 次の点を確認の上、提出してください。

□ 番号1～4の記入順序は、「7 入学者数」及び「8 職業別学科（専攻別）学生数」とそれぞれ一致していますか。

②「8 職業別学科（専攻別）学生数」…… 次の点を確認の上、提出してください。

□ 「区分」について、「6 学科（専攻）別学生数」の各行にある符号は一致していますか。

□ 「計」の男女それぞれの数値は、「6 学科（専攻）別学生数」の「正規の課程」の「計」にある男女それぞれの数値と一致していますか。

□ 「計(9999)」の行にある数値は、「9 職業別年齢別学生数」の各区分における「計(9999)」にある数値と一致していますか。

□ 「計(9999)」の「計」にある男女それぞれの数値は、「6 学科（専攻）別学生数」の「正規の課程」の「計」及び「9 職業別年齢別学生数」の「計」にある男女それぞれの数値と一致していますか。

③「10 在学年数別職業別卒業者数（前年度間）」（符号）……

次の点を確認の上、提出してください。

□ 大学(学部)の場合は、上段から「04」「05」「06」「07」「08」と記入してください。

□ 大学院の場合は、

修士課程 上段から「22」「23」「24」「25」「26」

博士課程（前期） 上段から「32」「33」「34」「35」「36」

博士課程（後期） 上段から「43」「44」「45」「46」「47」

専門職学位課程 上段から「52」「53」「54」「55」「56」

と記入してください。

□ 短期大学の場合は、上段から「12」「13」「14」「15」「16」と記入してください。

学校調査票（高等専門学校）（高等専門学校のみ）

（様式第13号）
統計法に基づく基礎統計調査

平成31年度学校基本調査
学校調査票（高等専門学校）
平成31年5月1日現在

1 所在地 (都道府県) (市区部) (町村) (番地) 2 学校名 高等専門学校

3 学科別学生数

学科	符号	1学年		2学年		3学年		4学年		5学年		実習生(商船高等)		計		入学志願者数		入学者数		
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	平成31年3月中卒(再掲)	平成31年3月中卒(再掲)	
学科																				
学科																				
学科																				
学科																				
計		9	9	9	9															

4 学科別学生数のうち休学者数

6 教員数

職務	数	校長		教授		准教授		講師		助教		助手		計	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
本務者	1														
上記本務者のうち(再掲)															
専任科目担当者	2														
休職者	3														
外国人	4														
兼務者															
教員からの兼務	1														
教員以外からの兼務	2														
上記兼務者のうち外国人(再掲)	3														

7 職員数

職務	数	事務系		技術技能系		医療系		教務系		その他		計		左記職種のうち(再掲)
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
本務者	1													
兼務者	2													

8 学校医等の数

学校医	学校薬剤師	学校医

9 専攻科及び科目等履修生等の学生数

専攻科	科目等履修生・聴講生	計	
		男	女

(注) 数字は□の中に一字ずつ右側につめて記入する。

校長氏名		取扱者氏名		課		電話	() - ()
						(内線番)	

文部科学省

<参照：コード表（高等専門学校）>

平成31年度学校基本調査コード表（高等専門学校）

出力日

平成31年3月○日

所在地	学校調査番号	学校名	符号	学科名	備考
13	6000	虎の門工業高等専門学校	G010	機械工学科	
13	6000	虎の門工業高等専門学校	G040	電気工学科	
13	6000	虎の門工業高等専門学校	G050	電子工学科	
13	6000	虎の門工業高等専門学校	G080	情報工学科	

(1)② (1)①

(1)③

(1) 符号等の記入

- ①「学校調査番号」…… コード表にある「学校調査番号」を記入してください。
- ②「所在地」…… コード表にある「所在地」を記入してください。
※ 学校の所在地が指定都市であっても都道府県番号を記入してください。
(都道府県番号は 46 ページを参照)
- ③「3 学科別学生数」(符号)…… コード表にある「符号」を記入してください。

(2) 調査票作成上の主な注意事項

次の点について、□にレ点を付けるなどして確認の上、提出してください。

- ①「5 入学状況」…… 次の点を確認の上、提出してください。
 一度入学手続をし、5月1日までに退学、除籍した者は記入しません。
入学者数は上記の者を除いた数値で記入していますか。

卒業後の状況調査票 (2-1)

平成31年度学校基本調査
卒業後の状況調査票(2-1)
平成31年5月1日現在

(様式第30号) 統計法に基づく基礎統計調査

統計法に基づく基礎統計調査

学校種別: 大学 短期大学 高等専門学校

学級種別: 大学 短期大学 高等専門学校

課程種別: 学士課程 (前期) 博士課程 (一貫) 博士課程 (後期) 博士課程 (学位課程) 博士課程 (職業課程)

昼夜別: 昼間 夜間

所在地: 大学・短期大学・高等専門学校は所在地を記入する。 (〒)

学校番号: (1)①

学部・専攻名: (1)② (1)③

7 状況別卒業生数

学科・専攻名	性別	状況別					就職者 (左記へを除く)	専攻入 修の 未定者 (左記へを 除く)	H 進学の 準備中 の者	I 左記以外の者	不詳・ 死亡の 者	計 (a)	8 大学院博士課程の計 (a) のうち (再掲)					計 (a)
		A 大研 大学院	B 大学	C 短期 大学	D 専 攻	E 別							平成 27年度 入学	平成 26年度 入学	平成 25年度 入学	平成 24年度 入学	平成 23年度 以前入学	
学科専攻	男																	
学科専攻	女																	
学科専攻	男																	
学科専攻	女																	
学科専攻	男																	
学科専攻	女																	
学科専攻	男																	
学科専攻	女																	
学科専攻	男																	
学科専攻	女																	
学科専攻	男																	
学科専攻	女																	
計																		

(注) 1 新設等のため卒業生のない学科、専攻については当該行に「卒業生なし」と記入し、全ての学科、専攻に該当がない場合は調査票右端上段の空白に「卒業生なし」と記入し、1部提出する。
2 数字は「□」の中に一字ずつ右側につめて記入する。
3 卒業生が「7状況別卒業生数」の各部分に重複して該当する場合は、便宜、A→B→C・・・のように左の欄から順に記入することとし、重複して記入はしないこと。

文部科学省

<参照：コード表 (大学)>

所在地	学校調査番号	学校名	符号C	課程	学部/研究科名称	符号D	学科/専攻名称	備考
50	13 005	虎の門大学	1C2		経営学部	C20	経営学	
50	13 0050	虎の門大学	1C09		経済学部	C203	経済学	
50	13 0050	虎の門大学	1C09		経済学部	C209	国際経済学	20150401学生受入
50	13 0050	虎の門大学	1X50		化学部	B925	国際文化学	20160401学生受入
50	13 0050	虎の門大学	1X50		化学部	Q221	健康科学	20160401学生受入
50	13 0050	虎の門大学	1X04	修士	人間文化研究科	B985	人間文化学	20170401学生受入
50	13 0050	虎の門大学	2C09	博士前	経済学研究科	C203	経済学	
50	13 0050	虎の門大学	1C09	博士後	経済学研究科	C203	経済学	

<参照：コード表 (短期大学)>

所在地	学校調査番号	学校名	昼夜別	学科名	符号	備考
50	13 3099	虎の門短期大学		看護学(修年3年)	M1	
50	13 3099	虎の門短期大学	夜間	看護学	M10	1005 学生受入20150401
50	13 3099	虎の門短期大学		美術	M104	2002 募集停止20150401
50	13 3099	虎の門短期大学		音楽	V101	1002
50	13 3099	虎の門短期大学			V301	1002 (1)②

<参照：コード表 (高等専門学校)>

所在地	学校調査番号	学校名	符号	学科名	備考
13	6000	虎の門工業高等専門学校	G076	機械工学科	
13	6000	虎の門工業高等専門学校	G040	電子工学科	(1)④
13	6000	虎の門工業高等専門学校	G050	電気工学科	
13	6000	虎の門工業高等専門学校	G080	情報工学科	

高等専門学校における(1)②は「0000」を記入すること(オンライン調査システムを利用する場合は、電子調査票に記入する必要はありません。)

(1) 符号等の記入

各調査票に記入する「学校調査番号」、「所在地」、「学部番号」、「研究科番号」等については、別途送付する「コード表」により記入してください。

①「学校調査番号」…… コード表にある「学校調査番号」を記入してください。

②「学部(研究科)番号」

(大学の場合)…… コード表にある「符号C」を記入してください。

(短期大学の場合)…… コード表にある「符号」の「卒業後」を記入してください。

昼 間		夜 間	
修業年限2年	1 0 0 2	修業年限2年	2 0 0 2
修業年限3年	1 0 0 3	修業年限3年	2 0 0 3

(高等専門学校の場合)…… 「0000」を記入してください。(オンライン調査システムを利用する場合は、電子調査票に記入する必要はありません。)

③「所在地」…… 学校が所在する都道府県番号を記入してください。

(大学、短期大学の場合)…… コード表にある「所在地」の「B」を記入してください。

(高等専門学校の場合)…… コード表にある「所在地」を記入してください。

※ 学校の所在地が指定都市であっても都道府県番号を記入してください。

(都道府県番号は46ページを参照)

④「学科・専攻名」(符号)

(大学の場合)…… コード表にある「符号D」を記入してください。

(短期大学の場合)…… コード表にある「符号」の「本科学生」を記入してください。

(高等専門学校の場合)…… コード表にある「符号」を記入してください。

(2) 調査票作成上の主な注意事項

次の点について、□にレ点を付けるなどして確認の上、提出してください。

①「7 状況別卒業生数」の「就職者」……

「卒業後の状況調査票(2-1)」と「卒業後の状況調査票(2-2)」に記入する人数は、関連があります。

次の点を確認の上、提出してください。

□ 「卒業後の状況調査票(2-1)」の「7 状況別卒業生数」の「就職者」と「左記A～Eのうち、就職している者(再掲)」の合計が、「卒業後の状況調査票(2-2)」の「7 職業別就職者数」の「計(a)」,及び「8 産業別就職者数」の「計(a)」と、学科・専攻別,男女別にそれぞれ一致していますか。

②「7 状況別卒業生数」の「臨床研修医」……

この欄は、医師法第16条の2及び歯科医師法第16条の2に基づく臨床研修を受ける者について記入します。該当しているかどうか確認の上、提出してください。

③「7 状況別卒業生数」の「計(a)」…… 次の点を確認の上、提出してください。

□ 記入した数値は、「9 入学年度別卒業生数」の「計(a)」と、学科・専攻別,男女別にそれぞれ一致する数値になっていますか。

④「8 大学院博士課程のうち満期退学者(再掲)」…… 次の点を確認の上、提出してください。

- この欄に記入するのは、大学院の「博士課程（後期）」と「博士課程（一貫）」のみです。課程種別は一致していますか。
- 大学院の「博士課程（後期）」と「博士課程（一貫）」においては、記入漏れがないか確認してください。

⑤「9 入学年度別卒業業者数」…… 次の点を確認の上、提出してください。

- 修業年限4年以外の学科・専攻は、年度を書き換えて記入していますか。
- なお、オンライン調査システムにより提出する場合は、あらかじめ修業年限数に合わせた年度の表記に変更されています。

[入学年度別卒業業者数記載例]

1. 修業年限2年の場合

	29 平成27年 度入学	28 平成26年 度入学	27 平成25年 度入学	26 平成24年 度入学	25 平成23年 度以前入学	そ の 他	計
男	230	12	3			1	246
女	25	2				1	28

(例)

- 2年制の短期大学
- 大学院の修士課程、博士課程（前期）、専門職学位課程（法科大学院の課程を除く）

2. 修業年限2年6か月及び3年の場合

	28 平成27年 度入学	27 平成26年 度入学	26 平成25年 度入学	25 平成24年 度入学	24 平成23年 度以前入学	そ の 他	計
男	30	12				1	43
女	5	2				1	8

(例)

- 2年6か月及び3年制の短期大学
- 大学院の博士課程（後期）、専門職学位課程（法科大学院の課程）

3. 修業年限4年の場合

	平成27年 度入学	平成26年 度入学	平成25年 度入学	平成24年 度入学	平成23年 度以前入学	そ の 他	計
男	450	55	10			2	517
女	320	24	1			1	346

(例)

- 4年制の大学学部
- 大学院の博士課程（医歯学・薬学・獣医学関係の4年一貫制課程）

4. 修業年限5年の場合

	26 平成27年 度入学	25 平成26年 度入学	24 平成25年 度入学	23 平成24年 度入学	22 平成23年 度以前入学	そ の 他	計
男	42	10	7			2	61
女	5	1				1	7

(例)

- 5年制の大学学部
- 大学院の博士課程（一貫制課程）（医歯学・薬学・獣医学関係の4年一貫制課程を除く）

5. 修業年限6年の場合

	25 平成27年 度入学	24 平成26年 度入学	23 平成25年 度入学	22 平成24年 度入学	21 平成23年 度以前入学	そ の 他	計
男	118	25	10			1	154
女	25	5					30

(例)

- 6年制の大学学部（医・歯・薬・獣医学）

- 高等専門学校は当該調査項目は記入していませんか。
- 専門職学位課程の法科大学院の卒業業者については、コース（既修・未修）に関係なく「平成27年度」の欄を「平成28年度」と書き換えて記入していますか。

「平成28年度」と書き換えた欄には、「平成28年度入学の法学未修コースの卒業業者」と「平成29年度入学の法学既修コースの卒業業者」の計を記入することとなります。

卒業後の状況調査票 (2-2)

平成31年度 学校基本調査
卒業後の状況調査票(2-2) (大学院 大学院) (大学 大学) (高等専門学校 高等専門学校)

統計法に基づく基幹統計調査 (秘)

平成31年5月1日現在

1 学校種別 2 学校調査番号 3 課程別 4 昼夜別 5 所在地 6 学校名

7 学科・専攻名 8 性別 9 99 性別

1 研究 2 農林 3 製造技術者(開発) 4 製造技術者(開発除く) 5 製造技術者(開発除く) 6 製造技術者(開発除く) 7 その他 8 幼稚園 9 小学校 10 中学校 11 高等学校 12 短期大学 13 大学 14 その他 15 医師(内科) 16 医師(外科) 17 医師(小児科) 18 医師(産科) 19 医師(歯科) 20 医師(獣医) 21 医師(看護) 22 医師(保健) 23 医師(その他) 24 その他 25 その他 26 その他 27 その他 28 その他 29 その他 30 その他 31 その他 32 その他 33 その他 34 その他 35 その他 36 その他 37 その他 38 その他 39 その他 40 その他 41 その他 42 その他 43 その他 44 その他 45 その他 46 その他 47 その他 48 その他 49 その他 50 その他 51 その他 52 その他 53 その他 54 その他 55 その他 56 その他 57 その他 58 その他 59 その他 60 その他 61 その他 62 その他 63 その他 64 その他 65 その他 66 その他 67 その他 68 その他 69 その他 70 その他 71 その他 72 その他 73 その他 74 その他 75 その他 76 その他 77 その他 78 その他 79 その他 80 その他 81 その他 82 その他 83 その他 84 その他 85 その他 86 その他 87 その他 88 その他 89 その他 90 その他 91 その他 92 その他 93 その他 94 その他 95 その他 96 その他 97 その他 98 その他 99 その他 100 その他

9 産業界 10 公務員 11 自営業 12 その他

(注) 1. 産業界就職者数の分類は、「日本標準産業分類」による。
2. 職業別就職者数の分類は、「日本標準職業分類」による。
3. 就職していない学科・専攻については記入する必要はないが、すべてに該当がない場合は、
4. 調査票の「備考」欄に「就職していない学科・専攻」を記入して記入する。

学校長氏名 取扱者氏名 (内線番)

※ の数值は、「卒業後の状況調査票(2-1)」と一致しているか確認すること(33ページ(2)①参照)。

<参照: コード表(大学)>

平成31年度学校基本調査コード表(国立大学)

所在地	学校調査番号	学校名	学部/研究科	名称	符号D	学科/専攻	名称	備考
50	13	0050	虎の門大学	C20	経営学			
(1)③	13	0050	虎の門大学	1C09	経済学	C203	経済学	
	13	0050	虎の門大学	1C09	経済学	C209	国際経済学	20150401学生受入
	13	0050	虎の門大学	1X50	文化学部	B925	国際文化学	20160401学生受入
	13	0050	虎の門大学	1X50	文化学部	Q221	健康科学	20160401学生受入
	13	0050	虎の門大学	1X04	修士 人間文化研究科	B985	人間文化学	20170401学生受入
	13	0050	虎の門大学	2C09	博士前 経済学研究科	C203	経済学	
	13	0050	虎の門大学	1C09	博士後 経済学研究科	C203	経済学	

<参照: コード表(短期大学)>

平成31年度学校基本調査コード表(国公立短期大学)

所在地	学校調査番号	学校名	昼夜別	学科名	符号	卒業後	備考	
50	13	3099	虎の門短期大学	看護学(修年3年)	M1	M101	1005	学生受入20150401
(1)③	13	3099	虎の門短期大学	看護学	M1	M104	2002	募集停止20150401
	13	3099	虎の門短期大学	美術	(1)④	V101	1002	
	13	3099	虎の門短期大学	音楽		V301	1002	(1)②

<参照: コード表(高等専門学校)>

平成31年度学校基本調査コード表(高等専門学校)

所在地	学校調査番号	学校名	符号	学科名	備考
(1)③	13	6000	虎の門工業高等専門学校	G010	
	13	6000	虎の門工業高等専門学校	G040	(1)④
	13	6000	虎の門工業高等専門学校	G050	
	13	6000	虎の門工業高等専門学校	G080	

高等専門学校における(1)②は「0000」を記入すること(オンライン調査システムを利用する場合は、電子調査票に記入する必要はありません。)

(1) 符号等の記入

各調査票に記入する「学校調査番号」、「所在地」、「学部番号」、「研究科番号」等については、別途送付する「コード表」により記入してください。

①「学校調査番号」…… コード表にある「学校調査番号」を記入してください。

②「学部(研究科)番号」

(大学の場合)…… コード表にある「符号C」を記入してください。

(短期大学の場合)…… コード表にある「符号」の「卒業後」を記入してください。

昼 間		夜 間	
修業年限2年	1002	修業年限2年	2002
修業年限3年	1003	修業年限3年	2003

(高等専門学校の場合)…… 「0000」を記入してください。(オンライン調査システムを利用する場合は、電子調査票に記入する必要はありません。)

③「所在地」…… 学校が所在する都道府県番号を記入してください。

(大学、短期大学の場合)…… コード表にある「所在地」の「B」を記入してください。

(高等専門学校の場合)…… コード表にある「所在地」を記入してください。

※ 学校の所在地が指定都市であっても都道府県番号を記入してください。

(都道府県番号は46ページを参照)

④「学科・専攻名」(符号)

(大学の場合)…… コード表にある「符号D」を記入してください。

(短期大学の場合)…… コード表にある「符号」の「本科学生」を記入してください。

(高等専門学校の場合)…… コード表にある「符号」を記入してください。

(2) 調査票作成上の主な注意事項

次の点について、□にレ点を付けるなどして確認の上、提出してください。

①「7 職業別就職者数」の「学科・専攻名」……

「学科・専攻名」の記入順序は、「卒業後の状況調査票(2-1)」の「学科・専攻名」と同じ順序によるものとします。また、「8 産業別就職者数」の記入順序についても同様とします。

次の点について必ず一致しているか確認の上、提出してください。

□ 「7 職業別就職者数」のそれぞれの行(記入順)の内容は、「8 産業別就職者数」のそれぞれの行(記入順)の内容と一致していますか。

②「7 職業別就職者数」の職業分類……

職業分類の要点(「日本標準職業分類」(平成21年12月改定)(54ページ)を参照の上、該当する箇所に記入してください。

③「7 職業別就職者数」の「1 研究者」…… 次の点を確認の上、提出してください。

□ 短期大学及び高等専門学校の卒業生では、通常は該当者がいない職業です。該当する根拠を確認してください。

- ④ 「7 職業別就職者数」の「8 教員」…… 次の点を確認の上、提出してください。
- 「8 教員」の「幼稚園」～「その他」の各数値の合計は、「8 産業別就職者数」の「O 教育, 学習支援業」の「1 学校教育」の数値と等しく、若しくは小さくなっていますか。
- 「8 教員」「幼稚園～その他」の計 ≤ 「O 教育・学習支援業」「1 学校教育」
- ⑤ 「7 職業別就職者数」の「9 医師, 歯科医師, 獣医師, 薬剤師」……
- 次の点を確認の上、提出してください。
- 「医師・歯科医師」の数値は、「8 産業別就職者数」の「P 医療, 福祉」の「1 医療業, 保健衛生」の数値と等しく、若しくは小さくなっていますか。
- 「9 医師, 歯科医師, 獣医師, 薬剤師」「医師・歯科医師」 ≤ 「P 医療, 福祉」「1 医療業, 保健衛生」
- 該当者はそれぞれの国家試験に合格し免許を取得した者（既に取得済みの者）ですか。
- ⑥ 「7 職業別就職者数」の「14 その他」……
- 保育所の保育士は、この欄に該当します。
- また、「8 産業別就職者数」では、「P 医療, 福祉」の「2 社会保険・社会福祉・介護事業」に記入してください。
- ⑦ 「8 産業別就職者数」の産業分類 ……
- 産業分類の要点（「日本標準産業分類」（平成25年10月改定）（48ページ）を参照の上、該当する箇所に記入してください。
- ⑧ 「8 産業別就職者数」の「S 公務」……
- 「A 農業・林業」～「R サービス業」に分類される者は記入しないでください。
- 例えば、公立の学校教員であれば、「S 公務」に記入せず、「O 教育, 学習支援業」の「1 学校教育」に記入してください。

学校施設調査票



統計法に基づく
国の統計調査で
す。調査関係者
の秘密の保護に
万全を期します。

平成31年度学校基本調査
学校施設調査票

大 学
短 期 大 学
高 等 専 門 学 校

—平成31年5月1日現在—

(1) ①

学校調査番号

(様式第20号)
統計法に基づく基礎統計調査

1 所在地 (〒)

2 学校名

3 学校土地の用途別面積 (職員宿舎を除く。)

校舎・講堂・ 体育施設敷地	屋外運動場敷地	附属病院敷地	附置研究所 敷地	附置研究施設敷地	寄宿舎施設	その他	計
㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡

(2) ①

4 学校建物の用途別面積 (延面積) (職員宿舎を除く。)

校 舎				講 堂				体育施設		附属病院		附置研究所		附置研究施設		寄宿舎		その他		計	学校建物の用途別 面積のうち専ら講 堂施設(再掲)	
講義室・演習室	実験室・実習室	研究室	図書館 管理関係・その他	講 堂	講 堂	講 堂	講 堂	講 堂	講 堂	講 堂	講 堂	講 堂	講 堂	講 堂	講 堂	講 堂	講 堂	講 堂	講 堂	講 堂	㎡	㎡
㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡

(2) ②

5 学校建物の構造別面積 (延面積)

設置者所有				借 用				計
木 造	鉄筋コンクリート造	鉄 骨 造	その他	木 造	鉄筋コンクリート造	鉄 骨 造	その他	(d+b-c=a)
㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡

(注) 1 面積の単位は「平方メートル」とし、1平方メートルは100平方メートルの1/100である。
2 数字は□□□□の中に一字ずつ右側につめて記入する。
3 該当のない欄は斜線を引く。

6 学校建物の新築等増加の面積 (平成30年5月2日～平成31年5月1日)

新 築	購入又は 寄 付	用途変更等 による増	計
㎡	㎡	㎡	㎡

7 学校建物の被害等減少の面積 (平成30年5月2日～平成31年5月1日)

全 壊	半 壊	改築、用途変更等 は明瞭な理由による減	計
㎡	㎡	㎡	㎡

8 前年度の
学校建物の
面積

㎡

(2) ③

9 職員宿舎の用途別土地面積 (3学校土地の用途別
面積以外の土地面積)

職員住宅敷地	看護師宿舎敷地	職員住宅	看護師宿舎
㎡	㎡	㎡	㎡

10 職員宿舎の用途別建物面積 (4学校建物の用途別
面積以外の建物面積)

職員住宅	看護師宿舎
㎡	㎡

取扱者氏名 () 電話 () - () (内線 番)

文 部 科 学 省

<参照：コード表 (大学)>

平成31年度学校基本調査コード表(国立大学)

所在地	学校調査番号	学校名	学部/研究科	符号C	課程	名称	符号D	学科/専攻	名称	備考
50	13	005	虎の門大学	1C27		経営学部	C205	経営学		
50	13	0050	虎の門大学	1C09		経済学部	C203	経済学		
50	13	0050	虎の門大学	1C09		経済学部	C209	国際経済学		20150401学生受入
50	13	0050	虎の門大学	1X50		人間文化学部	B925	国際文化学		20160401学生受入
50	13	0050	虎の門大学	1X50		人間文化学部	Q221	健康科学		20160401学生受入
50	13	0050	虎の門大学	1X04	修士	人間文化研究科	B985	人間文化学		20170401学生受入
50	13	0050	虎の門大学	2C09	博士前	経済学研究科	C203	経済学		
50	13	0050	虎の門大学	4C09	博士後	経済学研究科	C203	経済学		

<参照：コード表 (短期大学)>

平成31年度学校基本調査コード表(国公立短期大学)

所在地	学校調査番号	学校名	昼夜別	学科名	符号	教職員	本科学生	卒業後	備考
50	13	3099	虎の門短期大学		看護学(修年3年)	M1	M101	1003	学生受入20150401
50	13	3099	虎の門短期大学	夜間	看護学	M1	M104	2002	募集停止20150401
50	13	3099	虎の門短期大学		美術	V1	V101	1002	
50	13	3099	虎の門短期大学		音楽	V3	V301	1002	

<参照：コード表 (高等専門学校)>

平成31年度学校基本調査コード表(高等専門学校)

所在地	学校調査番号	学校名	符号	学科名	備考
13	6000	虎の門工業高等専門学校	G010	機械工学科	
13	6000	虎の門工業高等専門学校	G040	電気工学科	
13	6000	虎の門工業高等専門学校	G050	電子工学科	
13	6000	虎の門工業高等専門学校	G080	情報工学科	

(1) 符号等の記入

各調査票に記入する「学校調査番号」については、別途送付する「コード表」により記入してください。

- ①「学校調査番号」…… コード表にある「学校調査番号」を記入してください。

(2) 調査票作成上の主な注意事項

次の点について、□にレ点を付けるなどして確認の上、提出してください。

- ①「4 学校建物の用途別面積」の「計」…… 次の点を確認の上、提出してください。

- この数値は、「5 学校建物の構造別面積」の「計」にある数値と一致していますか。
 この数値と、次により算出された数値が一致していますか にある数値を次の _____ に実際に記入し確認してください。)

(d) 「8 前年度の学校建物の面積」	…		m ²	}
(b) 「6 学校建物の新築等増加の面積」の「計」	…		m ²	
(c) 「7 学校建物の被害等減少の面積」の「計」	…		m ²	
※ (d)+(b)-(c)=	…		m ²	
(a) 「5 学校建物の構造別面積」の「計」	…		m ²	} 一致

- ②「学校建物の用途別面積のうち厚生補導施設（再掲）」…… 漏れなく記入してください。

- ③「8 前年度の学校建物の面積」…… 次の点を確認の上、提出してください。

- この数値は、昨年度提出した学校施設調査票の「4 学校建物の用途別面積」の「計」と一致していますか。

※ 国立学校は、「4 学校建物の用途別面積」, 「5 学校建物の構造別面積」, 「6 学校建物の新築等増加の面積」, 「7 学校建物の被害等減少の面積」, 「8 前年度の学校建物の面積」及び「10 職員宿舎の用途別建物面積」を記入する必要はありません。

※ 平成31年度に設置された学校は、「6 学校建物の新築等増加の面積」, 「7 学校建物の被害等減少の面積」及び「8 前年度の学校建物の面積」は記入しません。

学校経費調査票 A, B

(様式第2-2号)
統計法に基づく基幹統計調査



統計法に基づく
の統計調査です。
調査票の提出は
の義務に準じます。

平成31年度学校基本調査
学校経費調査票 A [国 立 大 学]
平成30会計年度決算額

(1) ①

学校調査番号

1 設置者別	□国立・公立 □都庁・広域・自治・協議会 □特別区 □国公立大学法人	2 所在地	(〒)	3 学校名
4 学 科	1 国文学部 2 法学部 3 経済学部 4 工学部 5 農学部 6 医学部 7 歯学部 8 薬学部 9 獣医学部 10 看護学部 11 教育学部 12 人間文化学部 13 芸術学部 14 体育学部 15 その他	(2) ①	(2) ②	
5 入 学 者	1 学部生 2 大学院生 3 短期大学生 4 専攻科生 5 特別入学者 6 外国人留学生 7 その他	(2) ③		
6 学校種別	□大学 □短期大学 □専攻科 □特別入学者 □外国人留学生 □その他	(2) ④		

(注) 1 「大学」は「学校経費調査票B」の「学校A」を一意に示す。

2 枠線は該当のないときは必ず斜線を引く。

文 部 科 学 省

<参照：コード表（大学）>

平成31年度学校基本調査コード表(国立大学)

所在地 A B	学校調査番号	学校名	学部/研究科		学科/専攻		備考
			符号C	課程名称	符号D	名称	
50 13	0050	虎の門大学	1C27	経営学部	C205	経営学	
50 13	0050	虎の門大学	1C09	経済学部	C203	経済学	
50 13	0050	虎の門大学	1C09	経済学部	C209	国際経済学	20150401学生受入
50 13	0050	(1) ①	1X50	化学部	B925	国際文化学	20160401学生受入
50 13	0050	(1) ①	1X50	化学部	Q221	健康科学	20160401学生受入
50 13	0050	虎の門大学	1X04	修士 人間文化研究科	B985	人間文化学	20170401学生受入
50 13	0050	虎の門大学	2C09	博士前 経済学研究科	C203	経済学	
50 13	0050	虎の門大学	4C09	博士後 経済学研究科	C203	経済学	

<参照：コード表（短期大学）>

平成31年度学校基本調査コード表(国公立短期大学)

所在地 A B	学校調査番号	学校名	昼夜別	学科名	符号			備考
					教職員	本科学生	卒業後	
50 13	3090	虎の門短期大学		看護学(修年3年)	M1	M101	1003	学生受入20150401
50 13	3099	虎の門短期大学	夜間	看護学	M1	M104	2002	募集停止20150401
50 13	3099	(1) ①		美術	V1	V101	1002	
50 13	3090	虎の門短期大学		音楽	V3	V301	1002	

<参照：コード表（高等専門学校）>

平成31年度学校基本調査コード表(高等専門学校)

所在地 A B	学校調査番号	学校名	符号	学科名	備考
13	6000	虎の門工業高等専門学校	G010	機械工学科	
13	6000	虎の門工業高等専門学校	G040	電気工学科	
13	6000	(1) ①	G050	電子工学科	
13	6000	虎の門工業高等専門学校	G080	情報工学科	

(B票は2つ以上の学部を設置している大学のみ作成。)

平成31年度 学校基本調査
学校経費調査票 B [国・公立大学]
平成30会計年度決算額

統計法に基づく基礎統計調査

1 設置者別 国立・公立 都・道・府・県 市町村・公

2 所在地 (下 -)

3 学校名

(1) ① 学校調査番号

(1) ②

(2) ②

項目名	符号	本部・経費種別							合計(a)
		1	2	3	4	5	6	7	
4 学校経費	人件費	1	2	3	4	5	6	7	8
	1 教員給与								
	2 非常勤講師の給与								
	3 外国人教員の給与								
	4 事務職員等の給与								
	5 非常勤職員等の給与								
	6 庶務職員等の給与								
	7 教務職員等の給与								
	8 その他の職員等の給与								
	9 退職給付								
A 消費的支出	1 消耗品費								
	2 燃料費								
	3 雑費								
	4 その他の教育研究費								
B 建設的支出	1 建築費								
	2 設備費								
	3 修繕費								
	4 その他の管理費								
C 経常的収入	1 学生等部会費								
	2 課外活動費								
	3 授業料等								
	4 その他の雑収入等								
D 臨時収入	1 寄附金収入								
	2 産学連携等収入								
	3 その他の臨時収入								
E 国・公立大学法人への支出									
F 国・公立大学法人からの収入									
G 国・公立大学法人からの補助金									
H 国・公立大学法人からの寄附金									
I 国・公立大学法人からの産学連携等収入									
J 国・公立大学法人からのその他の収入									
K 国・公立大学法人からのその他の支出									
L 国・公立大学法人からのその他の収入									
M 国・公立大学法人からのその他の支出									
N 国・公立大学法人からのその他の収入									
O 国・公立大学法人からのその他の支出									
P 国・公立大学法人からのその他の収入									
Q 国・公立大学法人からのその他の支出									
R 国・公立大学法人からのその他の収入									
S 国・公立大学法人からのその他の支出									
T 国・公立大学法人からのその他の収入									
U 国・公立大学法人からのその他の支出									
V 国・公立大学法人からのその他の収入									
W 国・公立大学法人からのその他の支出									
X 国・公立大学法人からのその他の収入									
Y 国・公立大学法人からのその他の支出									
Z 国・公立大学法人からのその他の収入									
合計									

(注)「合計(a)」は「学校経費調査票A」の「大学(a)」と一致する。

文 部 科 学 省

(1) 符号等の記入

各調査票に記入する「学校調査番号」、「学部番号」については、別途送付する「コード表」により記入してください。

- ①「学校調査番号」……コード表にある「学校調査番号」を記入してください。
- ②「4 学校経費」(学部別の符号)……コード表にある学部の「符号C」の下3桁のコードを記入してください。
例：コード表の符号Cが「1A01」 → 「A01」を記入

(2) 調査票作成上の主な注意事項

次の点について、□にレ点を付けるなどして確認の上、提出してください。

- ①「4 学校経費」の「大学(a)」……次の点を確認の上、提出してください。
□ この数値は、学校経費調査票Bの「合計(a)」にある数値と一致していますか。
- ②「4 学校経費」の「A 消費的支出」の「a 人件費」の「1 教員給与」の「(3)外国人教員の給与」……この欄は公立大学(公立大学法人の設置する大学を除く。)のみが、外国人講師等私的契約に基づく外国人教員の給与について記入します。次の点を確認の上、提出してください。
□ 対象者として合致していますか(公立大学(公立大学法人の設置する大学を除く。))ですか。
- ③「5 学校独自の収入」の「5 寄付金収入・産学連携等収入」の「5のうち、地方公共団体からの寄付金収入(国立大学法人のみ)」……
□ この欄は国立大学法人のみ記入します。公立学校は記入していませんか。
- ④「6 公立学校の補助金」……次の点を確認の上、提出してください。
□ 公立学校のみ記入します。記入漏れはありませんか。

VI よくある質問について

よくある質問を下記のとおりまとめましたので、調査票を作成する際の参考としてください。

(1) 廃止・廃止認可手続き中の学校の調査票の提出について

Q：前年度中に廃止認可が下りましたが、調査票の提出は必要ですか？

A：前年度に卒業生がいる場合は、「卒業後の状況調査票」の提出が必要です。また、国公立学校で前年度経費が発生している場合は「学校経費調査票」の提出が必要です。

卒業生も経費も該当がない場合は、「提出状況確認表」のみ提出してください。（その際、連絡事項欄に廃止認可の年月日を記載してください。（例：平成30年10月17日廃止認可 等））

Q：現在、廃止認可手続き中で、在学生在がいませんが、調査票の提出は必要ですか？

A：在学生在がいない場合でも、5月1日現在、廃止認可が下りていなければ「学生教職員等状況票」の提出が必要です。（前年度に卒業生がいる場合は、「卒業後の状況調査票」の提出が必要です。また、国公立学校で前年度経費が発生している場合は「学校経費調査票」の提出が必要です。）なお、「提出状況確認表」の連絡事項欄に廃止認可手続き中である旨記載してください。

(2) 学生教職員等状況票について

Q：「学生教職員等状況票」について、学部学生が同時に他学部の講義を聴講している場合、どのように記入しますか？

A：「学部・本科」の欄に1名計上してください。科目等履修生・聴講生・研究生の欄にはダブルカウントを避け、計上しません。

Q：「学生教職員等状況票」等について、正規の学部生ではない短期留学の学生はどのように記入しますか？

A：便宜上、科目等履修生・聴講生・研究生として扱ってください。

Q：「学生教職員等状況票」について、5月1日現在、学長が不在で、学長代行（代理）が置かれている場合、どのように記入しますか？

A：「副学長」の欄に記入してください。

Q：学生や教職員に対して、5月1日に遡っての発令や処分等がなされた場合どうしたらいいですか？

A：調査の対象として反映させてください。なお、5月1日時点で未決であっても、遡っての処理がなされることが確実であれば、始めから調査の対象として取り扱ってください。

Q：10月1日から授業を担当する講師がいますが、「教員数」に計上しますか？

A：5月1日時点で、学校から発令や辞令が出ている、又は学校と雇用契約があるなどの場合には計上してください。（10月1日から講師として採用されることが内定しているだけの場合は計上しません。）

Q：職員数について、臨時職員は含まないと記載がありますが、契約職員についてはどのように取り扱いますか？

A：契約職員は、下記の4つの条件をすべて満たすのであれば、本務者に計上します。

1. 学校の職員として、正式に発令されている。
2. 勤務形態が本務の職員とほぼ同じである。（1週間の所定労働時間が30～40時間である。）
3. 任用期間が実態として1年以上継続することが明らかである。
4. 規定による給与が支給されている。

ただし、上記の条件に満たない者や、短期間の臨時職員や、勤務時間が少ない非常勤職員等は、本務・兼務を問わず計上しません。

(3) 学部学生内訳票について

Q : 「学部学生内訳票」について、長期履修学生制度により修業年限を超えて在学している学生は「10 学科別学生数のうち最低在学年限超過学生数」に計上しますか？

A : 長期履修学生で修業年限を超えて在学している学生も「10 学科別学生数のうち最低在学年限超過学生数」に計上してください。なお、「6 学科別学生数」では当該学生は修業年限4年の学部では最高年次の4年次に計上してください。(5年、6年については4年に準じた扱いにしてください。)

Q : 「学部学生内訳票」について、再入学者は「9学科別入学者数」に計上しますか？また、「卒業後の状況調査票(2-1)」「9入学年度別卒業生数」にはどのように記入しますか？

A : 再入学者は「9 学科別入学者数」及び「10 学科別学生数のうち最低在学年限超過学生数」、「11 出身高校の所在地県別入学者数」、「12 年齢別入学者数」には計上しません。「卒業後の状況調査票(2-1)」の「9入学年度別卒業生数」では、「その他(編入学者)」の欄に計上してください。

Q : 「学部学生内訳票」について、高等専門学校の卒業生(又は必要単位を取得後中退した者)は「11 出身高校の所在地県別入学者数」及び「12 年齢別入学者数」にはどのように記入しますか？

A : 編入学ではなく、通常の入学者として入学した場合は、「その他(高卒認定等)」の欄に記入してください。編入学した場合は、当該欄に記入せず、「14 短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)・高等学校等専攻科からの編入学者数」に記入します。

Q : 「学部学生内訳票」について、秋期に入学した者は「9 学科別入学者数」に記入しますか？

A : 今年度の入学者が調査対象なので、記入する必要はありません。

Q : 「学部学生内訳票」について、4年制大学からの編入学者は「14 短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)・高等学校等専攻科からの編入学者数」に記入しますか？

A : 4年制大学からの編入学者は調査対象となっていないので記入する必要はありません。

(4) 大学院学生内訳票について

Q : 「大学院学生内訳票」について、入学者に社会人経験のある外国人留学生がいる場合、「10 年齢別入学者数」の「左記のうち『社会人』『留学生』」ではどちらに計上すればいいですか？

A : 左記のうち「社会人」「留学生」の両方に計上してください。

Q : 「大学院学生内訳票」について、秋期に入学した者は「9 入学状況」に記入しますか？

A : 前出の「(3) 学部学生内訳票について」の取扱いに準じて記入してください。

(5) 本科学生内訳票について

Q : 「本科学生内訳票」について、秋期に入学した者は「6 入学状況(本科)」に記入しますか？

A : 前出の「(3) 学部学生内訳票について」の取扱いに準じて記入してください。

(6) 外国人学生調査票について

Q : 「外国人学生調査票」について、外国人学生が留学生かどうかはどのように判断するのですか？

A : 当該学外国人学生の在留資格(査証)が「留学」であれば「留学生」に、それ以外であれば「留学生以外の外国人学生」になります。

(7) 卒業後の状況調査票(2-1)について

Q : 「卒業後の状況調査票(2-1)」について、卒業後の状況を把握できない者がいます。どこに計上したらいいですか？

A : 「不詳・死亡の者」に計上します。ただし、進学でも就職でもないことが明らかな者で、進学や就職準備中の者や家事手伝いの者は、「左記以外の者」に計上します。

Q : 「卒業後の状況調査票(2-1)」について、企業に就職している者が在職のまま入学し、卒業後もその企業に戻った場合や夜間部の学生で在学中既に職に就いている者で、卒業後も引き続きその職にある場合は「7状況別卒業生数」ではどこに計上したらいいですか？

A : どちらの場合も「就職者」に計上します。

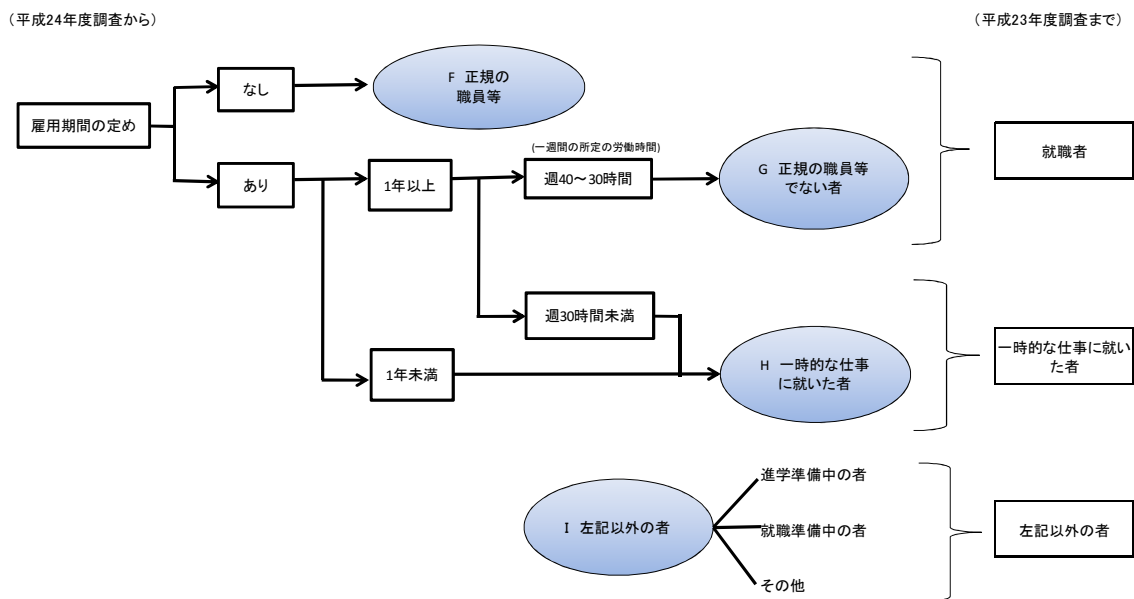
Q : 「卒業後の状況調査票(2-1)」について、「就職者」の「F正規の職員・従業員・自営業主等」と「G正規の職員でない者(雇用契約が1年以上かつフルタイム勤務相当の者)」、「H一時的な仕事に就いた者(雇用契約が1年未満又は短時間勤務の者)」について、どのように計上すればいいですか？

A : 「F 正規の職員・従業員, 自営業主等」において①正規の職員・従業員とは、雇用の期間の定めのないものとして就職した者②自営業主等とは、個人経営の事業を営んでいる者及び家族の営む事業に継続的に本業として従事する者をいいます。なお、条件付任用期間がある場合において、当該期間終了後に①として採用されることが通例である場合は、Fの区分に計上してください。

「G 正規の職員でない者(雇用契約が1年以上かつフルタイム勤務相当の者)」とは、雇用の期間が1年以上で期間の定めがある者であり、かつ1週間の所定の労働時間がおおむね40~30時間程度の者をいいます。

「H一時的な仕事に就いた者(雇用契約が1年未満又は短時間勤務の者)」とは、臨時的な収入を得る仕事に就いた者であり、雇用の期間が1年未満又は雇用期間の長さにかかわらず短時間勤務の者をいいます。

次の図を参考として計上してください。



Q : 「卒業後の状況調査票(2-1)」について、派遣労働者はどこに計上したらいいですか？

A : 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(労働者派遣法)の適用を受ける派遣労働者は、事業所における呼称等にかかわらず、その勤務形態により、「G 正規の職員等でない者(雇用契約が1年以上かつフルタイム勤務相当の者)」又は「H一時的な仕事に就いた者(雇用契約が1年未満又は短時間勤務の者)」に計上してください。よって、当該労働者が事業所において正規の職員の扱いで雇用されている場合でも、労働者派遣法の適用を受ける場合は、「G」又は「H」に計上します。「G」と「H」の区分については、上記図を御参照ください。

なお、単に派遣事業者に登録しているのみで事業所等で雇用されていない場合は、「I 左記以外

の者」に計上してください。

Q : 「卒業後の状況調査票(2-1)」について、就職先が不明確な場合はどこに計上したらいいですか？

A : 就職先が不明確な場合でも就職者として取り扱います。

なお、卒業後の状況調査票(2-2)の「7 職業別就職者数」と「8 産業別就職者数」の欄については「左記以外」に計上してください。

Q : 「卒業後の状況調査票(2-1)」について、司法試験準備中の者はどこに計上したらいいですか？

A : 「左記以外の者」の「就職準備中の者」に計上してください。「就職準備中の者」には、求職中の者並びに公務員・教員採用試験などの準備中である者を計上します。また、就職するために資格取得を目指している場合も、「就職準備中の者」に含まれます。

(8) 卒業後の状況調査票(2-2)について

Q : 「卒業後の状況調査票(2-2)」の「職業別卒業者数」や「産業別就職者数」について、どの職業や産業に計上すればいいのかわからない者がいます。どうしたらいいですか？

A : 「職業別卒業者数」の区分は日本標準職業分類に、「産業別就職者数」の区分は日本標準産業分類に従って「学校基本調査の手引」巻末にポイントをしばって掲載しています。

本要点で判断ができない場合は、以下のURLに詳細が掲載されていますので、こちらを御参照ください。

<https://www.e-stat.go.jp/SG1/htoukeib/htoukeib.do>

Q : 「卒業後の状況調査票(2-2)」について、卒業後、派遣労働者となった者についての職業分類、産業分類はどうしたらいいですか？

A : 該当する派遣労働者のうち、「G 正規の職員等でない者(雇用契約が1年以上かつフルタイム勤務相当の者)」に計上された者について、実際に就業する派遣先の職種・業種により分類してください。

Q : 「卒業後の状況調査票(2-2)」について、大学附属病院に就職した者の産業分類はどうしたらいいですか？

A : 産業分類は、実際に就業する事業所によって分類します。大学附属病院の場合は、大学ではなく病院として考えるため、「P 医療、福祉」の「1 医療業、保健衛生」に計上します。

同様に大学図書館は、「O 教育、学習支援業」の「2 その他の教育、学習支援業」に計上します。

Q : 「卒業後の状況調査票(2-2)」について、塾で講師になった者についての職業分類、産業分類はどうしたらいいですか？

A : 就業している塾が、学校教育法上の専修学校や各種学校としての認可を得たものであれば、
職業分類 : 「8 教員」の「その他」

産業分類 : 「O 教育、学習支援業」の「1 学校教育」に計上します。

就業先の塾が、学校教育法上の専修学校や各種学校としての認可を得たものではなく、個人塾のようなものであれば、

職業分類 : 「14 その他」

産業分類 : 「O 教育、学習支援業」の「2 その他の教育、学習支援業」に計上します。

Q : 「卒業後の状況調査票(2-2)」について、幼保連携型認定こども園の教員になった者についての職業分類はどうしたらいいですか？

A : 「8 教員」の「その他」に計上します。

VII 参考資料

1 都道府県番号及び指定都市番号一覧表

都道府県名	番号	都道府県名	番号	指定都市名	番号
北海道	1	滋賀	25	札幌市	57
青森	2	京都	26	仙台市	61
岩手	3	大阪	27	さいたま市	63
宮城	4	兵庫	28	千葉市	62
秋田	5	奈良	29	東京(23区)	50
山形	6	和歌山	30	横浜市	51
福島	7	鳥取	31	川崎市	58
茨城	8	島根	32	相模原市	69
栃木	9	岡山	33	新潟市	67
群馬	10	広島	34	静岡市	64
埼玉	11	山口	35	浜松市	66
千葉	12	徳島	36	名古屋	52
東京	13	香川	37	京都市	53
神奈川	14	愛媛	38	大阪市	54
新潟	15	高知	39	堺市	65
富山	16	福岡	40	神戸市	55
石川	17	佐賀	41	岡山市	68
福井	18	長崎	42	広島市	60
山梨	19	熊本	43	北九州市	56
長野	20	大分	44	福岡市	59
岐阜	21	宮崎	45	熊本市	70
静岡	22	鹿児島	46		
愛知	23	沖縄	47		
三重	24	外国	90		

(注) 指定都市番号は「外国人学生調査票」、「大学通信教育調査票」、「学校調査票(高等専門学校)」及び「卒業後の状況調査票」には使用しません。

2 学科系統分類表

大分類		コード表(注)の1桁目のアルファベット
大学・大学院	短期大学 高等専門学校	
人文科学	人文	A, B
社会科学	社会	C, D
理学	教養	E, F
工学	工業	G, H, I, J
農学	農業	K, L
保健	(医・歯学)	M, N, O
	(医・歯学を除く)	
商船	商船	P
家政	家政	Q, R
教育	教育	S, T, U
芸術	芸術	V, W
その他	その他	X, Y, Z

(注)コード表に記載している次のコードのアルファベットをもとに分類してください。
 大学(学部), 大学院(研究科) : コード表の「符号D」の1桁目のアルファベット
 短期大学 : コード表の符号「本科学生」の1桁目のアルファベット
 高等専門学校 : コード表の「符号」の1桁目のアルファベット

3 国籍・地域コード一覧表

コード	国名・地域名	コード	国名・地域名	コード	国名・地域名	コード	国名・地域名	コード	国名・地域名
* 東南アジア		* 西アジア		* アフリカ (1)		* アフリカ (2)		* 西ヨーロッパ	
A06	ミャンマー	B01	パキスタン	D01	エジプト	D36	ガンビア共和国	C03	キプロス
A07	タイ	B02	インド	D02	スーダン	D37	中央アフリカ	E01	アイスランド
A08	マレーシア	B03	ネパール	D03	リビア	D38	モザンビーク	E02	フィンランド
A09	シンガポール	B04	バングラデシュ	D04	チュニジア	D39	エリトリア	E03	スウェーデン
A10	インドネシア	B05	スリランカ	D05	アルジェリア	D40	ソマリリア	E04	ノルウェー
A11	フィリピン	B18	ブータン	D06	マダガスカル	D41	ボツワナ	E05	デンマーク
A13	韓国(・朝鮮)	B21	モルディブ	D07	ケニア	D42	ブルンジ	E06	アイルランド
A14	モンゴ			D08	タンザニア	D43	ジブチ	E07	イギリス
A15	モントナ			D09	コンゴ民主共和国	D44	コモロ	E08	ペルギー
A16	中国			D10	ナイジェリア	D45	レソト	E09	ルクセンブルク
A17	カンボジア			D11	ガーナ	D46	赤道ギニア	E10	オランダ
A19	ラオス			D12	リベリア	D47	ニジェール	E11	ドイツ
A20	ブルネイ			D13	ガボン	D48	ナミビア	E12	フランス
A22	台湾	B19	バレーン	D14	コンゴ共和国	D49	ブルキナファソ	E13	スペイン
A24	東ティモール	B20	オマーン	D15	カメルーン	D50	エスワティニ王国	E14	ポルトガル
		C01	イラン	D16	ザンビア	D51	南スーダン共和国	E15	イタリア
		C02	トルコ	D17	コートジボワール	D52	カーボベルデ共和国	E16	マルタ
		C04	シリア	D18	モロッコ	D53	サントメ・プリンシペ民主共和国	E17	ギリシャ
		C05	レバノン	D19	セネガル	D54	ギニアビサウ共和国	E18	オーストリア
		C06	イスラエル	D20	エチオピア			E19	スイス
		C07	ヨルダン	D21	ギニア			E21	アンドラ
		C08	イラク	D22	ウガンダ			E22	リヒテンシュタイン
		C09	クウェート	D23	南アフリカ			E23	モナコ公国
		C10	サウジアラビア	D24	ジンバブエ				
		C11	アフガニスタン	D25	モリシャス				
		C12	アラブ首長国連邦	D26	マラウイ				
		C13	イエメン	D27	アンゴラ				
		C14	カタール	D28	マリ				
		C15	パレスチナ	D29	ルワンダ				
				D30	シエラレオネ				
				D31	ベナン				
				D32	セーシェル				
				D33	トーゴ				
				D34	モリタニア				
				D35	チャド				

(注) 国籍・地域コードは平成31年度調査時点のものです。

コード	国名・地域名	コード	国名・地域名	コード	国名・地域名	コード	国名・地域名	コード	国名・地域名
* 東ヨーロッパ		* 北米・中米		* 南米		* 大洋州		* 無国籍	
F21	ポーランド	G01	カナダ	108	ブラジル	J01	オーストラリア	K99	無国籍(不明等)
F23	ハンガリー	G02	アメリカ	109	パラグアイ	J02	ニュージーランド		
F25	ルーマニア	H01	メキシコ	110	ウルグアイ	J03	バプアニューギニア		
F26	ブルガリア	H02	グアテマラ	111	アルゼンチン	J04	フィジー		
F27	ロシア連邦	H03	エルサルバドル	112	チリ	J05	トンガ		
F28	アルバニア	H04	ニカラグア	113	ボリビア	J06	パプアニューギニア		
F29	ウクライナ	H05	コスタリカ	114	ペルー	J07	パラオ		
F30	エストニア	H06	キューバ	115	エクアドル	J08	ミクロネシア		
F31	ウズベキスタン	H07	ドミニカ共和国	116	コロンビア	J09	キリバス		
F32	カザフスタン	H18	ホンジュラス	117	ベネズエラ	J10	サモア		
F33	チェコ	H19	パナマ	123	ガイアナ	J11	ソロモン		
F34	スロバキア	H21	ハイチ	124	スリナム	J12	マーシャル		
F35	ラトビア	H22	トリニダード・トバゴ			J14	ツバル		
F36	クロアチア	H23	ジャマイカ			J15	ニウエ		
F37	キルギス	H24	ベリーズ						
F38	リトアニア	H25	セントビンセント・グレナディーン諸島						
F39	ベラルーシ	H26	バルバドス						
F40	トルクメニスタン	H27	ドミニカ国						
F41	ジョージア	H28	セントルシア						
F42	アルメニア	H29	アンティグア・バーブーダ						
F43	スロベニア	H30	バハマ						
F44	アゼルバイジャン	H31	グレナダ						
F45	マケドニア	H32	セントクリストファー・ネイビス						
F46	タジキスタン								
F47	モルドバ								
F48	ボスニア・ヘルツェゴビナ								
F50	セルビア								
F51	モンテネグロ								
F52	コソボ共和国								

4 産業及び職業分類表

◎ 産業分類の要点（「日本標準産業分類」平成25年10月改定）

産業とは、財又はサービスの生産と供給において類似した経済活動を統合したものであり、同種の経済活動を営む事業所の総体と定義される。事業所とは、一般に工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、鉱業所、農家などと呼ばれ、一定の場所すなわち一区画を占めて経済活動を行っている経済活動の場所的単位である。事業所の産業は、主要業務により決定する。

※日本標準産業分類の詳細については、

政府統計の総合窓口 (<https://www.e-stat.go.jp/SG1/htoukeib/htoukeib.do>) で閲覧することができます。（どの産業に分類されるかをキーワード検索することも可能です。）

A 農業、林業 耕種、畜産農業（養きん、養ほう、養蚕を含む）及び農業に直接関係するサービス業務並びに林業及び林業に直接関係するサービス業務を行う事業所が分類される。なお、植木の刈り込みのような園芸サービスを提供する事業所及び昆虫類、へびなどの採捕を行う事業所も本分類に含まれる。耕種農業、畜産農業、農業サービス業（園芸サービス業を除く）、園芸サービス業、育林業、素材生産業、特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く）、林業サービス業、その他の林業がここに入る。ただし、精米業については「E 1 食料品・飲料・たばこ・飼料製造業」、農業協同組合（信用事業、共済事業と併せて他の大分類にわたる）については「Q 複合サービス事業」、農業協同組合（金融上の便益のみを提供するもの）については「J 1 金融業」、獣医業については「L 3 その他の専門・技術サービス業」、森林総合研究所は「L 1 学術・開発研究機関」、大学演習林は「O 1 学校教育」、製材業は「E 10 その他の製造業」に分類される。

B 漁業 海面又は内水面において自然繁殖している水産動植物を採捕する事業所、海面又は内水面において人工的施設を施し、水産動植物の養殖を行う事業所及びこれらに直接関係するサービス業務を行う事業所が分類される。海面漁業、内水面漁業、海面養殖業、内水面養殖業がここに入る。

C 鉱業、採石業、砂利採取業 有機物、無機物を問わず、天然に固体、液体又はガスの状態で生ずる鉱物を掘採、採石する事業所及びこれらの選鉱その他の品位向上処理を行う事業所が分類される。金属鉱業、石炭・亜炭鉱業、原油・天然ガス鉱業、採石業、砂・砂利・玉石採取業等がここに分類される。ただし、石炭からのコークスの製造、石油の精製に従事する事業所は「E 4 化学工業、石油・石炭製品製造業」、ガスを製造し、導管により供給する事業所は「F 電気・ガス・熱供給・水道業」に分類される。

D 建設業 注文又は自己建設によって建設工事を施工する事業所が分類される。ただし、主として自己建設で維持補修工事を施行する事業所及び建設工事の企画、調査、測量、設計、監督等を行う事業所は含まれない。一般土木建築工事業、土木工事業（舗装工事業を除く）、舗装工事業、建築工事業（木造建築工事業を除く）、木造建築工事業、建築リフォーム工事業、大工工事業、電気工事業などの設備工事業などがここに分類される。ただし、屋外広告業（総合的なサービスを提供するもの）は「L 3 その他の専門・技術サービス業」、看板書き業は「R 2 その他のサービス業」に分類される。

E 製造業 有機又は無機の物質に物理的、化学的变化を加えて新たな製品を製造し、これを卸売する事業所が分類される。

1 食料品・飲料・たばこ・飼料製造業 各種の飲食料品、氷、有機質肥料、家畜・家きんの飼料などを製造する事業所が分類される。畜産・水産食料品・農産保存食料品製造業、調味料製造業、パン・菓子製造業、飲料製造業などがここに分類される。また、たばこ製造業及び葉たばこ処理業を行う事業所が分類される。日本たばこ産業株式会社工場・原料工場などがここに入る。

2 繊維工業 製糸、紡績糸、織物、ニット生地、網地、フェルト、染色整理及び衣服の縫製など繊維製品の製造を行う事業所が分類される。化学繊維を製造する事業所も含む。ただし、グラスウール、ロックウールなどの紡績を行う事業所は「E10 その他の製造業」、個人の注文によって店持ちの布地を用い洋服の仕立てを行う洋服店は、「I 2 小売業」に、主として個人持ちの材料で衣服の裁縫あるいは衣服の修理を行う事業所は、「N 生活関連サービス業、娯楽業」に分類される。

3 印刷・同関連業 印刷業及びこれに関連した補助的業務を行う事業所が分類される。印刷業、製版業、製本業、印刷物加工業、印刷関連サービス業がここに入る。

4 化学工業、石油・石炭製品製造業 化学的処理を主な製造過程とする事業所及びこれらの化学的処理によって得られた物質の混合、又は最終処理を行う事業所のうち他の分類に特掲されないもの、石油を精製する事業所、購入した原料を混合加工して潤滑油、グリースを製造する事業所、コークス炉による石炭の乾留を行う事業所、石炭を主原料として練炭・豆炭を製造する事業所、舗装材料を製造する事業所、プラスチック製品及びゴム製品を製造する事業所がここに分類される。化学肥料製造業、無機化学工業製品製造業、有機化学工業製品製造業、油脂加工品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業、医薬品製造業、化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業、石油精製業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業などがここに入る。ただし、主として鉄、非鉄金属の製錬及び合金、核燃料の製造を行う事業所は「E 5 鉄鋼業、非鉄金属・金属製品製造業」に、主として調味料、ゼラチンを原料とする菓子、動植物油脂の製造及び食用油脂の精製を行う事業所又は、アルコール飲料、飼料、有機質肥料を製造する事業所は「E 1 食料品・飲料・たばこ・飼料製造業」に、主として硫黄の蒸留を行う事業所は「C 鉱業、採石業、砂利採取業」に、主としてガラスの製造、石灰石、ドロマイトのほう焼を行う事業所は「E10 その他の製造業」に、主として購入した化学工業製品を販売するための包装及び再包装を行い、自ら化学工業製品を製造しない事業所は「I 卸売業、小売業」に、ガスを製造し、導管により一般の需要者に供給する事業所は「F 電気・ガス・熱供給・水道業」に分類される。

5 鉄鋼業、非鉄金属・金属製品製造業 鉱石、鉄くずなどから鉄及び鋼を製造する事業所、鉄及び鋼の铸造品、鍛造品、圧延鋼材、表面処理鋼材などを製造する事業所、鉱石（粗鉱、精鉱）、金属くずなどを処理し、非鉄金属の製錬及び精製を行う事業所、非鉄金属の合金製造、圧延、抽伸、押出しを行う事業所及び非鉄金属の铸造、鍛造、その他の基礎製品を製造する事業所、ブリキ缶及びその他のめっき板等製品、刃物、手道具類、一般金物類、電熱器を除く加熱装置、建設用・建築用金属製品、金属線製品及び他に分類されない各種の金属製品を製造する事業所が分類される。製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業、表面処理鋼材製造業、鉄素形材製造業、非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）、非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）、電線・ケーブル製造業、非鉄金属素形材製造業、ブリキ缶・その他のめっき板等製品

製造業，洋食器・刃物・手道具・金物類製造業，暖房・調理等装置・配管工事用附属品製造業，ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業などがここに入る。核燃料を製造する事業所も含まれる。

6 はん用・生産用・業務用機械器具製造業 はん用的に各種機械に組み込まれ，あるいは取り付けをすることで用いられる機械器具を製造する事業所，物の生産に供される機械器具を製造する事業所，業務用及びサービスの生産に供される機械器具を製造する事業所が分類される。ボイラ・原動機製造業，ポンプ・圧縮機器製造業，一般産業用機械・装置製造業，農業用機械製造業（農業用器具を除く），建設機械・鉱山機械製造業，繊維機械製造業，生活関連産業用機械製造業，基礎素材産業用機械製造業，金属加工機械製造業，半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業，事務用機械器具製造業，サービス用・娯楽用機械器具製造業，計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業，医療用機械器具・医療用品製造業，光学機械器具・レンズ製造業，武器製造業などがここに入る。なお，電気機械器具，情報通信機械器具などに用いられる電子部品，デバイス，電子回路を製造する事業所は「E 7 電子部品・デバイス・電子回路製造業」に，電子計算機等の情報通信機械器具に附属する装置を生産する事業所，電気エネルギーの発生，貯蔵，送電，変電，及び利用を行う機械器具を製造する事業所，主として電気計測器，電子測定装置を製造する事業所，民生用電気機械器具を製造する事業所は「E 8 電気・情報通信機械器具製造業」に，輸送用機械器具を製造する事業所は「E 9 輸送用機械器具製造業」に，理化学用のガラス器具及び陶磁器を製造する事業所は「E 10 その他の製造業」にそれぞれ分類される。

7 電子部品・デバイス・電子回路製造業 主として電気機械器具，情報通信機械器具などに用いられる電子部品，デバイス及び電子回路を製造する事業所が分類される。電子デバイス（電子管，光電変換素子，半導体素子，集積回路，液晶パネル・フラットパネル）製造業，電子部品（抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品，音響部品・磁気ヘッド・小型モータ，コネクタ・スイッチ・リレー）製造業，記録メディア製造業，電子回路製造業，ユニット部品（電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニットなど）製造業などがここに入る。ただし，電子計算機・同附属装置，通信機械器具・同関連機械器具を製造する事業所は，「E 8 電気・情報通信機械器具製造業」に分類される。

8 電気・情報通信機械器具製造業 電気エネルギーの発生，貯蔵，送電，変電及び利用を行う機械器具を製造する事業所並びに通信機械器具及び関連機器，映像・音響機械器具，電子計算機及び附属装置を製造する事業所が分類される。発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業，産業用電気機械器具製造業，民生用電気機械器具製造業，電球・電気照明器具製造業，電池製造業，電子応用装置製造業，電気計測器製造業，通信機械器具・同関連機械器具製造業，映像・音響機械器具製造業，電子計算機・同附属装置製造業などがここに入る。ただし，絶縁電線及びケーブルを製造する事業所は，「E 5 鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業」に分類される。

9 輸送用機械器具製造業 自動車，船舶，航空機，鉄道車両及びその他の輸送機械器具（自転車，牛馬車など）を製造する事業所が分類される。自動車・同附属品製造業，鉄道車両・同部分品製造業，船舶製造・修理業，船用機関製造業，航空機・同附属品製造業，産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業，自転車・同部分品製造業などがここに入る。ただし，船舶部分品製造業は部分品の種類によりそれぞれの箇所に，船体塗装業は「D 建設業」に分類される。

10 その他の製造業 木材・木製品製造業，家具・装備品製造業，パルプ・紙・紙加工品製造業，な

めし革・同製品・毛皮製造業，窯業・土石製品製造業，貴金属・宝石製品製造業，装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業，時計・同部分品製造業，楽器製造業，がん具・運動用具製造業，ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業，漆器製造業，畳等生活雑貨製品製造業などがここに分類される。

F 電気・ガス・熱供給・水道業 電気，ガス，熱又は水（かんがい用水を除く）を供給する事業所並びに汚水・雨水の処理等を行う事業所が分類される。電気業，ガス業，熱供給業，上水道業，工業用水道業，下水道業などがここに分類される。ただし，天然ガスの採取を行う事業所は「C 鉱業，採石業，砂利採取業」に分類される。

G 情報通信業 情報の伝達を行う事業所，情報の処理，提供などのサービスを行う事業所，インターネットに附随したサービスを提供する事業所及び伝達することを目的として情報の加工を行う事業所が分類される。通信業，放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業，映像・音声・文字情報制作業がここに分類される。ただし，主として郵便物又は信書便物の引受・収集・区分及び発送を行う事業所は「H 運輸業，郵便業」に，郵便局は「Q 複合サービス事業」に，郵便貯金銀行として銀行業を行う事業所は「J 1 金融業」に，郵便保険業は「J 2 保険業」に分類される。

H 運輸業，郵便業 鉄道，自動車，船舶，航空機又はその他の運送用具による旅客，貨物の運送業，倉庫業，運輸に附帯するサービス業を営む事業所並びに郵便物又は信書便物を送達する事業所が分類される。鉄道業，道路旅客運送業，道路貨物運送業，水運業，航空運輸業，倉庫業，運輸に附帯するサービス業，郵便事業株式会社が行う郵便業（信書便事業を含む）がここに分類される。ただし，郵便局は「Q 複合サービス事業」に分類される。

I 卸売業，小売業 原則として，有体的商品を購入して販売する事業所が分類される。なお，販売業務に附随して行う軽度の加工（簡易包装，洗浄，選別等），取付修理は本分類に含まれる。

1 卸売業 小売業又は他の卸売業に商品を販売する事業所，主として業務用に使用される商品を販売する事業所，他の事業所のために商品の売買の代理行為を行い，又は仲立人として商品の売買のあっせんをする事業所が分類される。卸売業，総合商社，貿易商社，問屋，製造問屋，商事会社，代理商，仲立業，日本たばこ産業株式会社（工場を除く）などがここに入る。

2 小売業 個人用又は家庭用消費のために商品を販売するもの及び産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所が分類される。

J 金融業，保険業 金融業又は保険業を営む事業所が分類される。

1 金融業 銀行業，郵便貯金銀行，協同組織金融業，貸金業，クレジットカード業等非預金信用機関，政府関係金融機関，金融商品取引業，商品先物取引業，補助的金融業等がここに分類される。

2 保険業 郵便保険業を含むあらゆる形態の保険業を行う事業所，並びに保険代理業，保険会社及び保険契約者に対する保険サービスを行う事業所が分類される。農業及び漁業に係る共済事業を行う事業所並びに漁船保険を行う事業所も本分類に含まれる。ただし，社会保険事業を行う事業所は「P 2 社会保険・社会福祉・介護事業」又は「S 1 国家公務」若しくは「S 2 地方公務」に分類される。

K 不動産業，物品賃貸業 不動産業又は物品賃貸業を営む事業所が分類される。

1 不動産取引・賃貸・管理業 主として不動産の売買，交換，賃貸，管理又は不動産の売買，貸借，

交換の代理若しくは仲介を行う事業所が分類される。建物売買業、土地売買業、不動産代理業・仲介業、不動産賃貸業、不動産管理業などを行う事業所などがここに入る。

- 2 物品賃貸業** 主として産業用機械器具、事務用機械器具、自動車、スポーツ・娯楽用品、映画・演劇用品などの物品を賃貸する事業所が分類される。ただし、不動産の賃貸を行う事業所は「K 1 不動産取引・賃貸・管理業」に、船舶を貸渡しする事業所は「H 運輸業、郵便業」に、映画館、劇場、競輪場、競馬場などの施設を賃貸する事業所は「N 生活関連サービス業、娯楽業」に分類される。

L 学術研究、専門・技術サービス業 主として学術的研究などを行う事業所、個人又は事業所に対して専門的な知識・技術を提供する事業所で他に分類されないサービスを提供する事業所が分類される。

- 1 学術・開発研究機関** 学術的研究、試験、開発研究などを行う事業所が分類される。
- 2 法務** 法務に関する事務、助言、相談、その他の法律的サービスを行う事業所が分類される。法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所、行政書士事務所がここに入る。ただし、刑務所、裁判所は「S 1 国家公務」に分類される。
- 3 その他の専門・技術サービス業** 財務及び会計に関する監査、調査、相談のサービス、税務に関する書類の作成、相談のサービス及び土木建築に関する設計、相談のサービス並びに他に分類されない自由業的、専門的なサービスを行う事業所（「L 2 法務」を除く）などが分類される。公認会計士事務所、税理士事務所、社会保険労務士事務所、デザイン業、著述・芸術家業、経営コンサルタント業、純粋持株会社（日本郵政株式会社）、広告業、獣医業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業などがここに入る。

M 宿泊業、飲食サービス業 宿泊業又は飲食サービス業を営む事業所が分類される。宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービスがここに入る。ただし、貸間業は「K 1 不動産取引、賃貸、管理業」に、社会福祉施設の宿泊所は「P 2 社会保険・社会福祉・介護事業」に分類される。

N 生活関連サービス業、娯楽業 主として個人に対して日常生活と関連して技能・技術を提供し、又は施設を提供するサービス及び娯楽あるいは余暇利用に係る施設又は技能・技術を提供するサービスを行う事業所が分類される。洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、家事サービス業、衣服縫製修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業、娯楽業（映画・ビデオに付帯するサービスを行う事業所を除く（「G 情報通信業」））、映画館、興行場、興行団、競輪・競馬等の競走場、競技団、スポーツ施設提供業、公園、遊園地、遊戯場などがここに入る。

O 教育、学習支援業 学校教育を行う事業所、学校教育の支援を行う事業所、学校教育を除く組織的な教育活動を行う事業所、学校教育の補習教育を行う事業所及び教養、技能、技術などを教授する事業所が分類される。通信教育事業、学習塾、図書館、博物館、植物園などの事業所も本分類に含まれる。ただし、保育所は「P 2 社会保険・社会福祉・介護事業」に分類される。

- 1 学校教育** 所定の学科課程を教授する事業所及び高等教育機関の評価、センター試験の実施など学校教育の支援活動を行う事業所が分類される。幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、学校教育支援機関及び幼保連携型認定こども園がここに含まれる。
- 2 その他の教育、学習支援業** 学校教育を除く組織的な教育活動を行う事業所、学校教育の補習教

育を行う事業所及び教養、技能、技術などを教授する事業所が分類される。公民館、図書館、博物館、動物園及び青少年教育施設等の社会教育施設、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業などがここに含まれる。

P 医療、福祉 医療、保健衛生、社会保険、社会福祉及び介護に関するサービスを提供する事業所が分類される。

1 医療業、保健衛生 医療業には、医師又は歯科医師等が患者に対して医業又は医業類似行為を行う事業所及びこれに直接関連するサービスを提供する事業所が分類される。保健衛生には、保健所、健康相談施設、検疫所（動物検疫所、植物防疫所を除く）など保健衛生に関するサービスを提供する事業所が分類される。病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、保健所、健康相談施設、検疫所（動物検疫所、植物防疫所を除く）などがここに入る。ただし、主として医師又は歯科医師が発行する処方せんに基づいて、医薬品を調剤する事業所は「I 2 小売業」、もっぱら医学、歯学理論の研究を目的としている研究所又は試験所は「L 1 学術・開発研究機関」、獣医業は「L 3 その他の専門・技術サービス業」に分類される。

2 社会保険・社会福祉・介護事業 社会保険、社会福祉又は介護事業を行う事業所及び更生保護事業を行う事業所が分類される。社会保険事業団体、福祉事務所、保育所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業などがここに入る。

Q 複合サービス事業 信用事業、保険事業又は共済事業と併せて複数の大分類にわたる各種のサービスを提供する事業所であって、法的に事業の種類や範囲が決められている郵便局（郵便局株式会社）、郵便局委託事業（簡易郵便局）、農林水産業協同組合等が分類される。なお、単一の事業を行う協同組合の事業所はその行う業務によりそれぞれの産業に分類される。

R サービス業（他に分類されないもの） 主として個人又は事業所に対してサービスを提供する他の大分類に分類されない事業所が分類される。

1 宗教 神道系、仏教系、キリスト教系並びにその他の宗教の各宗教系統ごとに、礼拝施設を備える宗教団体である神社、寺院、教会等及びこれらを含む宗教団体の事務所である教務本庁、宗務所、教団事務所等が分類される。

2 その他 廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業（製造と修理を分離し得ない各種機械等・同部品製造修理業など他に分類されないものを除く）、職業紹介・労働者派遣業、速記・ワープロ入力・複写業、建物サービス業、警備業、経済団体、労働団体、学術・文化団体、政治団体、集会場、と畜場、外国公館などがここに入る。

S 公務（他に分類されるものを除く） 国又は地方公共団体の機関のうち、国会、裁判所、中央官庁及びその地方支分部局、都道府県庁、市区役所、町村役場など本来の立法事務、司法事務及び行政事務を行う官公署が分類される。

1 国家公務 国の機関のうち、国会、裁判所、中央官庁及びその地方支分部局などであって、本来の立法事務、司法事務及び行政事務を行う事業所が分類される。

2 地方公務 都道府県庁、市区役所、町村役場、地方公共団体の組合及びその地方機関などであって、本来の立法事務及び地方行政事務を行う事業所が分類される。

上記以外のもの 産業分類上、いずれの項目にも分類しえない事業所が分類される。これは主として調査票の記入が不備であって、いずれに分類すべきか不明の場合又は記入不詳で分類しえないものである。

◎ 職業分類の要点（「日本標準職業分類」平成21年12月改定）

職業分類は、仕事を分類すると同時に人に対してその仕事を通じて適用し、職業別の統計を表示するために用いられるものである。

〔分類項目は、人に対して適用します。分類項目は事業所の産業分類、個人の就業形態及び仕事の期間や継続性とは独立して設けられるものです。【職業分類の適用原則及び分類項目の設定原則】〕

※日本標準職業分類の詳細については、

政府統計の総合窓口 (<https://www.e-stat.go.jp/SG1/htoukeib/htoukeib.do>) で閲覧することができます。（どの職業に分類されるかをキーワード検索することも可能です。）

a 管理的職業従事者

事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行計画の樹立・作業の監督・統制など、経営体の全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営・管理に従事するものをいう。管理的公務員（国又は地方公共団体における課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するもの及び議会議員として立法関係の仕事に従事するもの）、法人・団体役員、法人・団体管理職員等。

b 専門的・技術的職業従事者

高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事するもの、及び医療・教育・法律・宗教・芸術・その他の専門的性質の仕事に従事するものをいう。この仕事を遂行するには、通例、大学・研究機関などにおける高度の科学的訓練・その他専門的分野の訓練、又はこれと同程度以上の実務の経験あるいは芸術上の創造的才能を必要とする。

1 研究者

公的研究機関、大学附属研究所又は企業の研究所・試験所・研究室などの試験・研究施設において、自然科学、人文・社会科学の分野の基礎的又は応用的な学問上・技術上の問題を解明するため、新たな理論・学説の発見又は技術上の革新を目標とする専門的・科学的な仕事に従事するものをいう。この仕事を遂行するには、通例、大学（短期大学を除く）の課程を修了したか又はこれと同程度以上の専門的知識を必要とする。ただし、研究所・試験所・研究室などの研究施設において、専ら試験・研究に関連する技能的な仕事に従事するものは大分類H〔生産工程従事者〕の該当する項目に分類される。大学教授、大学附属研究所教授は「8 教員」に含む。

2 農林水産技術者

科学的・専門的知識と手段を生産に応用し、農林水産業における企画・管理・監督・研究開発などの科学的・技術的な仕事に従事するものをいう。

3 製造技術者（開発）

科学的・専門的知識を応用して、食品、電気・電子、機械、化学などの製品の開発・設計及び電気に関する技術の開発、施設の設計などの技術的な仕事に従事するものをいう。この仕事を遂行するには、通例、大学（短期大学を除く）の課程を修了したか又はこれと同程度以上の専門的知識を必要とする。

機械技術者（開発）

科学的・専門的知識を応用して、各種機械器具（電気・電子機器・電気通信機器・自動車・航空機・船舶を除く）・機械設備及び同機械器具の部品に関する開発・設計の技術的な仕事に従事するものをいう。船用機関の製造・改造などに関する開発・設計の技術的な仕事に従事するものも含まれる。

電気（電子・電気通信）技術者（通信ネットワーク技術者を除く）（開発）

科学的・専門的知識を応用して、強電機器・電気機器・LSI・電子応用装置・電気通信機器などの各種電気・電子機械器具及び同機械器具の部品の開発・設計、送電など電気に関する技術の開発、送電・電気照明などの電気施設の計画・設計などの技術的な仕事に従事するものをいう。

化学技術者（開発）

科学的・専門的知識を応用して、化学肥料・無機工業製品・有機工業製品・油脂・油脂製品・塗料・天然樹脂製品・木材化学製品・医薬品・発火物・香料・化粧品・石油製品・ゴム・化学繊維・合成繊維など化学製品の開発に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

その他の技術者（開発）

上記（機械から化学技術者まで）に含まれない製造技術者（開発）をいう。

4 製造技術者（開発を除く）

科学的・専門的知識を応用して、食品、電気・電子、機械、化学などの製品の生産における生産性の検討・生産準備・設備計画などの工程設計及び工程管理・品質管理、監督、指導並びに発送電など電気に係る機器又は施設の工事・維持・管理など、「3 製造技術者（開発）」に含まれない技術的な仕事に従事するものをいう。

機械技術者（開発を除く）

科学的・専門的知識を応用して、各種機械器具（電気機器・電気通信機器・自動車・航空機・船舶を除く）・機械設備及び同部品などの生産に関する生産性の検討・生産準備・設備計画などの工程設計及び工程管理・品質管理、監督、指導・据付・製造・改造・修理・検査・調査などの技術的な仕事に従事するものをいう。

電気（電子・電気通信）技術者（通信ネットワーク技術者を除く）（開発を除く）

科学的・専門的知識を応用して、強電機器・電気機器・L S I・電子応用装置・電気通信機器などの各種電気・電子機械器具及び同機械器具の部品の生産における生産性の検討・生産準備・設備計画などの工程設計、検査・維持管理、製作、保守、修理の技術的統制・指導・作業管理及び発送電・電気照明などの電気施設の工事の監督・維持管理などの技術的な仕事に従事するものをいう。

化学技術者（開発を除く）

科学的・専門的知識を応用して、化学肥料・無機工業製品・有機工業製品・油脂・油脂製品・塗料・天然樹脂製品・木材化学製品・医薬品・発火物・香料・化粧品・石油製品・ゴム・化学繊維・合成繊維などの製造に関する化学工程の生産性の検討・生産準備・設備計画などの工程設計及び工程管理・品質管理、監督、指導・分析・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。

その他の技術者（開発を除く）

上記（機械から化学技術者まで）に含まれない製造技術者（開発を除く）をいう。

5 建築・土木・測量技術者

科学的・専門的知識と手段を応用し、建築・土木・測量における計画・設計・工事監理・技術指導・施工管理・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。

6 情報処理・通信技術者

情報処理及び情報通信に関する専門知識・経験をもって、適用業務の分析、システムの企画、プログラムの開発、構築されたシステムの管理、通信ネットワークの構築・保守などについての技術的な仕事に従事するものをいう。

7 その他の技術者

上記2～6に含まれない科学的・技術的な仕事に従事するものをいう。

8 教員

学校（幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・高等専門学校・大学をいう）・専修学校・各種学校（学校教育に類する教育を行う施設をいう）・その他の教育施設において、幼児・児童・生徒・学生の教育・養護に従事するものをいう。教育に従事する学長・校長（園長を含む）、部局長（大学の学部長・大学に附置される研究所の長・大学の附属図書館の長・大学共同利用機関の長をいう）、少年院・少年鑑別所において収容少年の教育に従事するものも含まれる。

その他の教員

専修学校、各種学校又は学校以外のその他の教育施設において、学生・生徒に対する各種の教科や実技などの教育に従事するものをいう。ただし、各種学校以外の教授所において、教養・レクリエーションなどのための茶道・華道・手芸・音楽・舞踊・囲碁などの指導に従事するものや個人教授所（塾）で学習指導に従事するもの及び個人家庭において、学習指導に従事するもの、並びに保育所・児童自立支援施設などの児童福祉施設において、児童の保育・生活指導などに従事するものは含まれない。

9 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師

医師、歯科医師、獣医師、薬剤師の免許を有し、医業・獣医業・薬業又はこれらに関連する医学・獣医学・薬学の知識を必要とする専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。

医師、歯科医師

医師の免許を有し、身体各部の疾患・機能障害の診断・治療・手術・研究、保健指導、健康管理、

臨床検査，医学的矯正保護，医学的鑑識，保険事業に伴う医学的審査，海・空港における出入港検査などの専門的・技術的な仕事に従事するもの，歯科医師の免許を有し，歯，その周囲組織及び口くう（腔）に生ずるすべての疾患についての診断・治療・予防・指導などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。

獣医師

獣医師の免許を有し，家畜・家きん・愛がん動物などの診療及び保健衛生指導，動物・畜産物の検査などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。獣医師の免許を有する家畜診療所長及び動物・畜産物の病源の有無について検査し，と殺処分・消毒などの取締りに従事するものも含まれる。ただし，家畜の診療，動物・畜産物の検査などの専門的な仕事に付随する技術的補助の仕事に従事するものは含まれない。

薬剤師

薬剤師の免許を有し，調剤，医薬品の供給，医薬品の製造の管理などの，薬事に関する専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。

10 保健師，助産師，看護師

保健師，助産師，看護師等の免許を有し，保健指導，助産，傷病者等に対する療養上の世話などの仕事に従事するものをいう。

11 医療技術者

診療放射線技師，臨床工学技士，臨床検査技師，理学療法士，歯科技工士等の免許を有し，医師又は歯科医師の指示，指導等の下に，放射線の人体照射，生命維持管理装置の操作・保守，微生物学的検査，理学療法，歯科技工業務など上記9及び10に含まれない保健衛生に関連する技術的な仕事に従事するものをいう。

12 その他の保健医療従事者

栄養士，あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師，柔道整復師など上記9～11に含まれない保健衛生に関連する仕事に従事するものをいう。

栄養士

栄養士の免許を有し，栄養指導，栄養相談，給食施設における献立の作成・栄養価の計算・特別治療食の調理・その他これらに伴う食事相談・シ（嗜）好調査・栄養摂取状況調査などの栄養指導の仕事に従事するものをいう。

その他の保健医療従事者

医療監視員，薬事監視員など上記9～11に含まれない専門的・技術的な医療・保健衛生の仕事に従事するものをいう。

13 美術・写真・デザイナー・音楽・舞台芸術家

彫刻・絵画・美術工芸品などの芸術作品の創作の仕事に従事するもの，肖像写真の撮影・焼付け・引伸しなどの仕事に従事するもの，映画・テレビジョン用撮影機の操作の仕事に従事するもの，新聞・雑誌などの出版物に用いるためニュース・事件・人物などの撮影の仕事に従事するもの，工業的又は商業的製品などの装飾に関する専門的な仕事に従事するものをいう。

彫刻家，画家，書家，工芸美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者，音楽家，舞台芸術家，舞踊家，俳優，演出家，演芸家等。

14 その他の専門的・技術的職業従事者

上記1～13に含まれない専門的・技術的職業従事者をいう。

裁判官，司法書士，司法修習生，行政書士，公認会計士，税理士，宗教家，小説家，シナリオ作家，著述家，記者，アナウンサー，編集者，社会福祉事業専門員（老人福祉施設等の寄宿舎指導員等），児童福祉施設の保育士，職業スポーツ家，個人教師，通訳，職業・教育カウンセラー等。

c 事務従事者

一般に課長（課長相当職を含む）以上の職務にあるものの監督を受けて，庶務・文書・人事・調査・企画・会計などの仕事，並びに生産関連・営業販売・外勤・運輸・通信に関する事務及び事務用機器の操作の仕事に従事するものをいう。一般事務従事者，秘書，電話応接事務員，会計事務従事者，生産関連事務従事者，営業・販売事務従事者，外勤事務従事者，運輸・郵便事務従事者，事務用機器操作員

d 販売従事者

有体的商品の仕入・販売，不動産・有価証券などの売買の仕事，有体的商品・不動産・有価証券などの売買の仲立・取次・代理などの販売類似の仕事，商品の売買・製造・サービスなどに関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結，保険の代理・募集などの営業の仕事に従事するものをいう。

商品販売従事者，小売店主・店長，卸売店主・店長，販売店員，商品訪問・移動販売従事者，再生資源回収・卸売従事者，商品仕入外交員

e サービス職業従事者

個人の家庭における家事サービス，介護・身の回り用務・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス，及び他に分類されないサービスの仕事に従事するものをいう。

家政婦（夫），家事手伝い，介護サービス職業従事者，介護職員（医療・福祉施設等），保健医療サービス職業従事者（専ら患者への食事などの介助，器具の清掃など補助的な仕事に従事するもの），歯科助手，理容師，美容師，クリーニング職，飲食物調理従事者，接客・給仕職業従事者，居住施設・ビル等管理人等。

f 保安職業従事者

国家の防衛，社会・個人・財産の保護，法と秩序の維持などの仕事に従事するものをいう。陸上自衛官，海上自衛官，航空自衛官，防衛大学校・防衛医科大学校学生，警察官，海上保安官，看守，消防員等。

g 農林漁業従事者

農作物の栽培・収穫，養蚕・家畜・家きん（禽）・その他の動物の飼育，林木の育成・伐採・搬出，水産動植物（両生類を含む）の捕獲・採取・養殖をする仕事，及びその他の農林漁業類似の仕事並びにこれらに関連する仕事に従事するものをいう。

1 農林業従事者

農作物の栽培・収穫，蚕の飼育，収繭，蚕種の製造，家畜・家きん・その他の動物（水産動物を除く）の飼育，林木・苗木・種子の育成・伐採・搬出・処分などの仕事及び山林における製炭・製薪の仕事に従事するものをいう。

農耕作業者，養畜従事者，植木職，造園師，育林従事者，伐木・造材・集材従事者等

2 漁業従事者

海洋・河川・湖沼などの水域において，自然繁殖している水産動植物（両生類を含む）を採捕する仕事，人工的に水産動植物を育成，収獲する仕事，及びその他の漁業・漁業類似の仕事並びにこれらに関連する仕事に従事するものをいう。

漁労従事者，船長・航海士・機関長・機関士（漁労船），海藻・貝採取従事者，水産養殖従事者等。

h 生産工程従事者

生産設備の制御・監視の仕事，機械・器具・手動具などを用いて原料・材料を加工する仕事，各種の機械器具を組立・調整・修理・検査する仕事，製版・印刷・製本の作業，生産工程で行われる仕事に関連する仕事及び生産に類似する技能的な仕事に従事するものをいう。

i 輸送・機械運転従事者

機関車・電車・自動車・船舶・航空機などの運転・操縦の仕事，及びその他の関連する仕事，並びに定置機関・機械及び建設機械を操作する仕事に従事するものをいう。

電車運転士，自動車運転従事者，船舶・航空機運転従事者，甲板員，船舶技士，船舶機関員，定置・建設機械運転従事者，発電員，変電員，クレーン・ウインチ運転従事者等。

j 建設・採掘従事者

建設の仕事，電気工事に係る作業を行う仕事，ダム・トンネルの掘削などの仕事，鉱物の探査・試掘・採掘・採取・選鉱の仕事に従事するものをいう。

建設躯体工事従事者，とび職，鉄筋作業従事者，大工，左官，電気工事従事者，土木作業従事者等。

k 運搬・清掃等従事者

主に身体を使って行う定型的な作業のうち，運搬・配達・梱包・清掃・包装等に従事するものをいう。

運搬従事者，郵便・電報外務員，船内・沿岸荷役従事者，陸上荷役・運搬従事者，倉庫作業従事者，配達員，荷造従事者，清掃従事者，ハウスクリーニング職，道路・公園清掃員，包装従事者等。

l 上記以外のもの

上記以外の職業及び分類不能または不明のものをいう。